

第三章 漁業の展開

第一節 漁業のはじまり

近世の漁村

真鶴・岩の近隣村で、漁業を営むうえで密接な関係にある村々をあげれば、新井・門川・吉浜・福浦・江之浦・根府川・米神・石橋・早川・千度小路・古新宿の一一か村を数える。これらは、現在町内に残る漁業に関する事項が記載された近世史料の中に見られる村名である。そして、それらもまた漁業にたずさわる村であった。

これら近隣村一帯に営まれていた漁業の、真鶴・岩の両村と共通する点は、磯を漁場とする村々であったということである。しかし、そうした共通点を除けば、真鶴村・岩村、とくに真鶴村は他のどの村よりも先進的な漁村であったといえることができる。ところで、前述した一三の村々が近世初期からすべて漁村として成立していたかといえ、多くの村々は農村であり、先進的とさえいわれる真鶴でも、農業の合間に村地先の海で零細な漁業を行なっていたにすぎなかったと考えられる。現存する史料の中に、真鶴と岩の両村の漁業に関する記事が確認され散見されるのは、戦国末期のことである。

一五六四年（永禄七）十一月の北条家朱印状には、すでに当時、岩・真鶴の地において、肴・鮑・海老が売買

の対象とされ、その取引にあたっては「精銭」を使うことが北条氏によって義務づけられていた（『資料編』中世No.31）。肴・鮑・海老が売買の対象となる背景には、少なくとも肴・鮑・海老が商品化できるほどに岩・真鶴の海で漁獲されていたことを物語るものであろう。また、一五七一年（元亀二）五月、及び一五八一年（天正九）十月の各史料には、岩村で新造した鮫追船の諸役（船にかかる一切の負担）を免除された史料が存在する（『資料編』中世No.38・40）。鮫追船は、漁を妨げる鮫を追ひ払うための船であるといわれている。鮫を追ひ払う必要のある漁が岩には存在したのである。その漁が鮑漁であった。鮑を採る海人を鮫から守るために鮫追船があったというのである。さらに、一五八二年（天正十）四月の史料によれば、この年、真鶴のかつき（海人）衆の中から、技量に優れたもの二〇人を選んで、三浦へ出向き鬺斗鮑作りをするよう命じているが、このことは鮑漁が当地において、前述した史料同様すでにさかんに行なわれていたことを示すものである（『資料編』中世No.42）。また、鮑漁とかつき（ぎ）については『北条記』のなかに北条氏綱が鵜の巖谷見物の折、浦人を招き「かつき」を海に潜らせて鮑を採らせ、供宴を催したことから、鮑漁が生業として当地に根付いていたと考えられる（『資料編』中世No.29）。しかし、当時の漁業は、繰り返しになるが零細、かつ領主北条氏の意向に沿った漁業であって、漁獲される魚介の種類も限られていたと見ることができる。

真鶴・岩に本格的な漁業が定着するためには、今少し時代を下がらなければならなかった。

ところで、近世の漁業について考える場合、漁業を営む村を純漁村として位置づける例はあまりないのが普通である。江戸中期以降、相模国の中にあつて漁業を営む村々の中でも屈指の漁村といわれる真鶴・岩の両村でさえ、農村的色彩の濃い半農半漁の村としてとらえることができる。ただ、真鶴村についていえば、一六七二年（寛文十二）の「真鶴村書上ヶ帳」（『資料編』近世No.1）に、耕地のすべてを畑が占めるとはいえ五二町歩余も

ありながら、漁場と網場を持ち、各種の網が存在したこと、それにとまらぬ漁船の存在が知られること、専業漁民や出稼ぎ漁民さらには船大工の存在が確認されること、船大工により漁船が新規に造られている事実が史料的に確認されること、漁師小屋や魚見のための「せいろう」の存在が知られること、漁場・網場の整備や植林を通して回遊魚筋の山の整備を行なっていること、波よけの石垣を築いていること、小田原領内における漁業・廻船業・魚商の拠点である千度小路・古新宿との関係が明らかになること、さらに漁獲物売りさばく付商人（在郷商人）や江戸魚問屋と網張主の関係が推し量られること、船役金・肴十分一等の運上金の納入が行なわれていたこと、それに関連して漁場の請浦制が判明すること等々から、漁村の色彩がより強く、この地域の村の中にあつては最も漁業の盛んなところと理解されるのである。一方、岩についても一七三六年（元文元）・一七四〇年（元文五）の「岩村漁師目録」（『資料編』近世No.38・40）に漁師四四人・五一人が確認されること、一七三七年（元文二）の「覚」（『資料編』近世No.39）に岩村での網数が書き上げられていること、また、一七一五年（正徳五）の「乍恐口上書を以申上候」（『資料編』近世No.37）に岩村の漁職が小田原北条氏以来のものであると訴えていることから、漁村としての性格は持っていたと考えられる。しかし、岩村の漁業は、石切り稼ぎの浮き沈みと密接に絡まった関係にある分、一時的に漁業の隆盛は見られるものの、江戸期を通じた活発な漁業活動には至らなかったといえる。

新しい漁業の進出

前項で真鶴・岩に本格的に漁業が定着するためには、少し時代が下がらなければならなかったと記した。戦国末、小田原北条氏の時代においても小田原を中心とした周辺地域の漁業活動は、領主北条氏の意向に沿ったものであったとしても、鮑漁のかつぎ衆のように専門の漁師の存在が確認できるほどになつていた。漁業がある程度専門化するためには、捕獲される魚介類の消費が保証される必要がある。江戸幕府

の開設以来、急増した江戸の人口の魚介類の需要にこたえるため、その調達を目的として設けられた付浦制は、付浦に指定された江戸湾から相模湾にかけての漁村を飛躍的に発展させる契機となった。それは捕れば売れるという需要と供給の関係が、江戸の急激な人口増を背景に保証されたからであり、そのための流通機構が江戸魚問屋の成立とともに有効に機能したからにはかならない。したがって、真鶴・岩を中心とした西相模の海付きの村々の漁業が発展するためには、その一大消費地である小田原城下の発展が不可欠であった。小田原に入部した大久保氏は、北条時代からの職人・商人の保護と領内での活動を認め、領内に検地を実施し、領国固めを行ない、忠隣が失脚するまでの間、一定の実績を上げていた。一六三二年（寛永九）、新しく小田原藩主になった稲葉氏は、大久保氏の跡を受け、城下の町割を実施し、東海道の主要な宿としての小田原の機能をさらに整えていった。一六八六年（貞享三）、小田原に大久保氏が再入部した当時の小田原城下の様子を伝える史料に「小田原町明細書上」（『県史』資料編9近世(6)No.131）がある。この史料によれば、寛文・貞享のころ小田原城下に集荷された魚介類を売りさばくために魚座が作られており、魚座役屋敷として七五軒も存在したことを伝えている。そしてこの魚座の者たちが、城下に限らず城付領の村々への魚介類の販売・搬送体制を一手に引き受け、かつ江戸への荷送りも行なっていたのである。城下の千度小路・古新宿には魚販売にかかわる魚座役屋敷三三軒とともに漁師が集住し、浦番所が置かれていたのである。こうして藩主をはじめとする城中・城下・領分、さらには江戸へ供給する魚介類の生産の場である領内の漁村は、以後飛躍的な発展を遂げることになる。

近世初期の段階では、先進的漁業技術が後進地域に進出し、その後進地域の漁場を請負漁業を通して、ある特定の漁種や漁法によって開発される例が見られる。こうした漁場の開発が実施されるためには、開発者にとって特定の漁種について相応の漁獲が見込まれ、営業として成り立つと判断されることから、また、領主にとって開

発の際、導入する請負漁業制により、見返りとして運上金獲得の目的が達成されるからである。その好例の幾つかを真鶴に見ることができる。

その一つが鰯網漁である。鰯網は、紀州海士郡大崎村与次兵衛の開発によるものである。当時、他国の出稼ぎ漁民が漁場請負に積極的に入り込み、特定の漁種や漁法により漁場の開発に臨む例は決して少なくない。そうした例に次のようなものがある。一六一五～二三年（元和年間）、紀州加多浦の大浦七重郎が伊豆の手石浦へ八手網を伝えた例、一六四〇年（寛永十七）、尾州の漁夫が三保村へ地引きと四艘張網を伝えた例、一六二六年（寛永三）、摂津・和泉・紀伊・尾張・三河などの漁師が三浦六浦へ四艘張網を伝えた例などがそれである（本多康宏『小田原地方の漁業史』）。鰯網漁を始めた紀州海士郡大崎村与次兵衛は、江戸へ上る途中、難風を避け真鶴湊に停泊していたとき、沿岸を回遊するおびただしい数の鰯を発見し、鰯網漁を思いついたといわれている。そして、一六三七年（寛永十四）、与次兵衛は小田原城主稲葉丹後守に願いを提出し、真鶴村のうち尻掛浦を見立て、鰯網請負を始めることになる（『資料編』近世No.69）。当初、鰯網請負は寛永十五・十六年の二か年請負、運上金一か年五両宛であったのが、寛永十七年からは、三か年あるいは五か年請負により、その運上金一か年二五両から一〇〇両を納入し、江戸期を通して、漁期とともに紀州大崎村より真鶴に出向き漁を続け、与次兵衛は明治以降、ついに真鶴の人になった人物である。

今一つは鯛長縄漁である。鯛長縄も鰯と同じように特定漁種についての請負漁業として、他国漁民の真鶴進出によって始められた漁である。鯛は、小田原北条氏の治世下、領国沿岸の海付き村々に対して北条氏御菜肴として鰹や鮑等とともに上納を「役」（租税）として賦課された魚の一つであった（『県史』通史編3近世(2)）。江戸幕府が開設された後も、鯛は小田原藩主の御菜肴として、また、小田原藩からの幕府徳川家の献上肴として広く需

要に供された魚である。真鶴の鯛長縄漁は、一六五四年（承応三）、相模国三浦郡長井村長左衛門（のち彦次郎）という者が請け負ったのが最初といわれる。しかし、不漁であったために請負浦を明け渡し中止したところ、安房石小浦において鯛長縄や所の生魚を買い取り、商売を行っていた和泉界少林寺町の漁師、池田弥惣兵衛という者が、藩の許可を得て鯛長縄請負となり、真鶴宮ノ前に漁師小屋を建て、始めた漁であった（『資料編』近世 No. 1・14・55・57）。この弥惣兵衛が鯛長縄請負を始めた年次については、慶安年中（一六四八―五一）といわれるが史料的には確認されていない。また、この弥惣兵衛は鯛長縄漁のほかにもこの真鶴において小田原藩御菜肴の請負漁業を行なっていることでも知られている（『資料編』近世 No. 50・55）。

以上のように、他国漁民の真鶴への進出は、鯔や鯛という特定漁種の請負漁業の開始とともに本格化することになる。これらの漁業は、それまで存在した真鶴の漁業に比較すれば、比べようのない大規模な漁法であった。請負漁業は、請浦に漁師小屋を新規に建て、そこに漁に必要な諸道具を持ち込み、熟練した漁師を本国から招き入れ住まわせるといふ、人手と資本を十分に投下した漁業であった。そのことにより漁獲される魚の量も飛躍的に増加し、小田原を中心とした領内の需要に十分こたえられる漁業に育っていったのである。また、それとともに請負漁業の見返りとして支払われる運上金の額も、それ相当の額が税として藩に支払われるようになっていた。

第二節 真鶴の漁場

網と漁法

真鶴・岩の各浦に伝わる漁法のうち、主たる漁法は網漁である。その種類を列記すれば鯔・うずわ立網、四艘は（張）り網、海老網、鰯^{ぶり}網、ほうけ（謀化）網、鯔網、手繰網、足なし網、鮭^{さけ}夜

網、夜網、根拵網、鮪網^{まぐろ}、大網などがあり、このほか、鯛長縄、長縄、ほうけ釣等も真鶴・岩に伝わる漁法に数え上げられる。漁業を行なう真鶴・岩の漁場は、相模湾岸の浦の中でも、鎌倉から小田原に至る砂浜と異なり、いわゆる磯浜といわれる場所である。したがって、砂浜の漁法の中心である地引網漁は、網が磯根にあたることから漁法としては不向きなところであった。そのため、この地域では、張り網、あるいは漁船を使用して行なう網漁が主たる漁法になっていた。

鰹・うずわ立網は、鰹や「うずわ」という宗（惣）太鰹を捕獲するための網である。本来、鮪を捕るための鮪立廻し網を代用し、鰹・宗太鰹を漁獲した藁縄網と考えられる。この網の網場は真鶴湊の南東「さとち浦」という磯辺の入り江であったという（『資料編』近世No.1）。

四艘は（張）り網は、真鶴村を中心とした地域で行なわれる網漁として最も知られた漁で、小鰹・うずわなどを捕獲するために使用された。漁船を四艘使用して網を張ることからこの名があるといわれている。漁期は陰暦の七月から秋末までで、漁場は海岸から二、三町の所、深さは四、五尋より一〇尋を必要とした。四艘は、口船二艘漁師各四人乗り、大尻船一艘六人乗り、大尻脇船二人乗りが共同で行なう漁である。大尻船については鮪網漁で有名な与次兵衛が、一七〇二年（元禄十五）十一月この船を造り直していることが知られるが（『資料編』近世No.66）、船頭は大尻船に乗り、網もこの船に乗せた。魚が寄せてくる場所は年々同じであるため、四艘張り網を張る場所も決まっていた（『資料編』近世No.36）。網口の左右に分かれた口船、網奥の両端に大尻船と大尻脇船が分かれ、魚が網に入るのを待って口船が網口の手綱を引き上げ網を繰り締めながら捕獲した。

海老網は、刺網漁に数えられる網で専ら伊勢海老を捕るためのものである。漁期は秋末から初春までで、暗夜が漁に最適といわれている。漁法は小船一艘に二人ないし三人が乗り込み、夕刻より船を出して岩礁を囲むよう

に網を入れ翌朝上げる。真鶴沖は、岩礁のよく発達した海であることはよく知られている。一六七二年（寛文十二）「真鶴村書上ヶ帳」によれば、その網数七〇はいとあるように、比較的網数も多く、海老網の掛け場をめぐる争いは頻発したとある（『資料編』近世 No. 36）。

鰯網は、刺網・建網・敷網などのほか、曳網としても用いることがあるとされている。真鶴の鰯網は、一六七二年（寛文十二）「真鶴村書上ヶ帳」によれば「老夜懸ニ懸ケ申候」とあるところから、一定の場所に一夜限りに定設するもので、回遊する鰯の通路に網を張り、網の中に入る鰯を捕獲した。網を入れる夜が闇夜であれば鰯は懸かりにくかった。漁期はおおむね陰暦十二月より翌年三月に至る間であった。

ほうけ（謀化）網は、別名棒受網、あるいは房毛網、さらには謀計網などさまざまないい方がされている。魚が群がり海面上に魚が浮いたように見える状態のことを真鶴では「せり」といっている。この「せり」は、

近世の網漁

釣漁・潜水漁から出発した古代漁業が網漁へ発展したのは近世初頭であった。相模湾中でも魚種が多いとされる真鶴近海では、一六〇〇年代後半には魚種に対応した各種漁網が普及し、近代漁業につながる漁具・漁法の原型ができ上がったとみられる。網材料は、中世のころは山野に自生する葛や藤蔓の繊維、あるいはワラ縄を使ったが、袋網には目の細かいものが必要であることから、部分的に麻が使われたし、江戸期に入ってから網の中心部には麻縄・麻網が普及した。しかし大型網の誘導（魚）部分にはワラ縄・ワラ網が近代まで使われた。

ここで、真鶴村書上帳（寛文十二―一六七二）によって、当時張り立てられた主な漁種をみると、まず、使用する網構造により敷網漁（敷）、刺網漁（刺）、曳網漁（曳）、延縄漁（縄）に分けられ、漁獲別によって四艘張網（敷・カツオ、ウズワ）、鰯網（敷・ブリ）、海老網（刺・エビ、磯魚）、棒受網（敷・餌イワシ）、鰯網（敷・ボラ）、手繰網（曳・カレイ、カサゴ）、鯛延縄（縄・タイ）などに分けられる。漁法の特徴としては

敷網類 魚道または魚の群れ場にあらかじめ網を敷設する。四艘張網の例でいうと、船四艘で方形の網を

相模湾沿岸ではハミ・イトコなどともいわれ、鰹などの魚に追われた鰹(ムロアジ)・鰯(シコイワシ)が大魚の魚群に囲まれてかたまり、海上に盛り上がった状態をいった。漁期はおおむね陰暦の五月ころから九月ころまでで、漁法は網の大小、魚の種類によって少し違いがあったが、大抵、船一艘に漁師が五、六人乗り組み、魚が寄り次第、潮上の方へ網を張り下ろし、「コマセ」という囊(ふくろ)に入れた糠蝦(ぬかえび)の餌を海中に差し入れ散布する。餌は潮流に乗って流れ下り、餌を求めて潮流にさかのぼり網の中に集まったところを捕獲した。

鰹網は、第一節「新しい漁業の進出」の項で述べたように、紀州大崎村与次兵衛が見立て、運上定請浦(じょうようり)より独占した漁法である。鰹網の漁期は陰暦正月から

六月までの間で、なかんずく、寒中を最良の漁期とした。網は刺し網に分類され、漁場近くの山頂に設置された魚見小屋(せいろう)において、鰹の集散および群の景況を観察し、鰹の適度に群れるころを見計らい網を張った。網は楯切網と楯網の二種類あって、まず楯切網で魚群を囲み、楯切網の中に楯網を魚群の進行方向へ渦旋状に投入し、続けて次々に二番・三番の楯網を投入して鰹を捕獲した。その漁は喧擾雑踏な激しいもので怒号渦巻

海底に敷き、撒餌で魚を集めて網を引き上げる。(鰹網) 魚道に大規模な長方形に囲った網を張る。網に回遊魚を誘い込み、魚群が網に入ったのを見極めて網の入り口から奥へと網を絞って引き上げる。

刺網類

海老網・鮭夜網は魚道に直角に、岸から沖合方向に錘のついた目の細かい網を張り、翌朝引き上げ網に刺さっている魚を取りはずす。

曳網類

手繰網は船で、地曳網は陸上の人手で、細長い網(中央部は袋網)の両端を引き、網を円形から引きながら絞って引き上げる。

なお、時代が下り、江戸後期(一八〇〇年代)に導入された根拵網は、返世大型漁網の集大成ともいえるべく、続いて登場(近現代)する大謀網とともに、近代的大型定置網のさががけとなった。

く中の漁であったといわれている。

手繰り網は、専ら網を海底に下ろし、船上から曳綱によって風力・櫓・潮流などを利用して網を曳き捕獲する方法をとる。この種の網は底引きするため、その漁場は海底が岩礁であるより砂地が適していた。しかし、曳く力や沈子の重量を加減することにより漁は可能であった。また、繰り網は、その規模に甚だしく大きなものもなく、使用する場合も少人数で足りるため薄資の漁業者も操業できたといわれる。そのため比較的網数の多い漁法であった（『資料編』近世No.36）。漁期は、陰暦十一月から翌三月までである。

足なし網は、地引き網のことである。地引網は荒手網・手網・中網・奥網という各網から成り立っている。このうち手網の部分に足網・足廻りといった網をつける場合もあったが、この網のない地引網もある。真鶴を中心とした海岸は、磯浜に分類され、岩礁の多い所であるため、海底に網を下ろし網を海底に沿って引く、曳き網には不都合であった。そのため、この網は小田原から鎌倉に至るまでの砂地海岸の漁法として主要な網漁であるが、必ずしも真鶴においては一般的ではなかった（『資料編』近世No.39）。

鮭夜網は、刺し網の一つに数えられる。鮭漁は北海道をはじめ三陸・両羽・北陸の漁法と考えられがちである。江戸期、真鶴地方においてもこの網の存在から、鮭が近海を回遊していたことがわかり大変興味深い。鮭刺し網の漁期は知られるように秋の彼岸後土用ころまでの間とされ、昼夜ともに張り置くものであるが、特に夜間に漁利があるといわれた。刺し網は、海岸の突き出たところから沖に向けて張り出した。

根拵網は、根子才（ねこせ）網ともいい今という定置網の一種である。伊豆国伊豆山村など相模近接の各浦より真鶴及び小田原・二宮辺りについてこの網は多く用いられたといわれ、大魚は鮪・鰺・鰹から小魚は鯖・鰯・鰯・シラスの類に至るまで捕獲して漏らすところがないことからその名が付いたという。『新編相模国風土記

稿』によれば、一八二四年（文政七）、真鶴村台右衛門が張り立てたのが最初といわれる。根拵網はそれまでの網に比較して巨大であり、網製作にかかる費用も今までの網と比べようのないほど多額であった。漁期は、陰曆二月彼岸前後より七月下旬までの間であった。網の張り立ては、まず二艘の船で沖合に漕ぎ出し、張り立て場所を見定めた後、二艘の船は左右に五〇間ほど分かれてから各二条の大網に土俵を結んで沈め、その上端に浮き竹一束を結ぶ、これを端先^{はきさき}といった。次に端先からおよそ一〇尋沖合に台木と呼ぶ浮子を付け、土俵数十を結び付け海底に沈下し網を張るというものであった。天保期に至り、この根拵網は大網あるいは天保大網と呼ばれる改良型が登場するようになる。この大網の初出は福浦村といわれるが、岩村では一八五七年（安政四）三月、この大網張り立て願書が、石橋・米神・根府川・江之浦各村共同の願いとして提出されている（『資料編』近世No.45）。ところで一八三六年（天保七）七月、真鶴村では字黒崎で鮪網の張立願が提出されている（『資料編』近世No.74・76・77）が、鮪網は鮪大網といわれるものであることから、鮪網は大網と同じものとも考えられる。したがって、鮪網Ⅱ大網Ⅱ天保大網という図式も考えられなくはない。

漁場と網場

石橋・米神・江之浦・岩・真鶴半島の海岸沿いは、現在も休日ともなれば沢山の釣り人でにぎわう。その海岸は岩礁に富み、相模湾西部の海の中でも有数な漁場として昔から知られているからである。

本来、海はどこでも漁場になり得た。しかし、漁獲の対象となる魚は絶えず移動することから漁場は極めて流動的にならざるを得なかったといえる。したがって、この流動的な漁場には、網の種類や海底の様子、捕獲する魚の種類、さらに季節などによって幾つかの網場が設定されることになる。繰り返しになるが、海は陸地のように明確な境を設定することが困難であった。したがって、漁場を明確にして利用することも困難であったとみる

ことができる。こうしたことから一般的に、まず各村々の地先限りの海が、それぞれの村が管理する漁場として成立する。また、近隣の村々が組合を組織し、各村の漁場を組合浦の漁場として共同管理する場合もあった。しかし、そうした漁場も漁獲量の多少をめぐり、漁場の境について争いが起きることになった。

おおよそ真鶴近隣の早川から門川までの漁場を、網の種類によって列記すれば次のようになる。

四艘張り網の漁場は、根府川から真鶴半島のつの崎までが漁場となっていた。海老網の漁場は、石橋磯辺から米神・根府川・江之浦・岩・真鶴・新井・門川の西磯辺までが漁場となっている。鰯網は根府川から真鶴まで。ほうけ網は、根府川から門川下まで。鯛長縄については、早川沖から伊豆山沖まで。鰯網は、真鶴より福浦真鶴境がそれぞれの漁場であったといえる（『資料編』近世No.1・50）。

実際の漁は、これら漁場の中で、前述したように網や捕獲する魚の種類によって、あるいは海底の様子によって、さらには季節などのさまざまな要件により細かく網場が設定され、設定された網場で漁を行なうのが普通である。そうした網場は、四艘張り網については、根府川村で「山ヶ下」、江之浦村で地先の「江之浦前」、岩村で「くつみ札か根」「沢尻」「おね前」「あくら崎」、真鶴村で「松下前」「駒ころはし」「さとち浦」「ついし前」「つの島」がそれぞれの漁場での網場になっていた。海老網では、米神村で地先の「米神村家之前」、根府川村で「黒根」「御棚下」、江之浦村で「八王子下」「松崎」「沢尻」「新嶋」が網場となっている。鰯網では、根府川村で「山ヶ下」、江之浦で「松崎」、岩村で「くつみ前」「なべか浦」、真鶴で「さとち」の五か所が網場になっていた（『資料編』近世No.1）。ほうけ網については、特に網場は設定されておらず、根府川前より門川下までの漁場全域が網場になっている（『資料編』近世No.1）。また、鯛長縄についてもほぼ漁場全域が、延縄を懸ける場所になっている。鰯網の網場は、一つは真鶴から大浜崎が、今一つは尻掛（懸）が網場になっていた。また根拵網・大網・

第3章 漁業の展開

表1 漁場と網場

漁 法	漁 場	網 場
四艘張り網漁	根府川から真鶴半島「つの崎」まで	根府川「山ヶ下」、江之浦「江之浦前」、岩「くつみか根・沢尻・おね前・あくら崎」、真鶴「松下・駒ころはし・さとち浦・ついし前・つの島」
海老網漁	石橋磯辺から門川西磯辺まで	米神「米神村家之前」、根府川「黒根・御棚下」、江之浦「八王子下・松崎・沢尻・新嶋」
鰯網漁	根府川から真鶴まで	根府川「山ヶ下」、江之浦「松崎」、岩「くつみ前・なべか浦」、真鶴「さとち」
ほうけ網漁	根府川から門川下まで	漁場の全域
鯛長縄漁	早川沖から伊豆山沖まで	漁場の全域
鰯網漁	真鶴から福浦境まで	真鶴「大浜崎・尻掛」
根拵網・大網・鰯網漁	石橋仏石から米神までと真鶴	江之浦「松崎」、真鶴「黒崎」

* 寛文12年「相州西郡西筋真鶴村書上ケ帳」（『資料編』近世No.1）、天保7年「入置申一札之事」（『資料編』近世No.74）、安政4年「乍恐以書付奉願上候御事」（『資料編』No.45）より作成。

* ゴシックは、漁により他の網場と重複する網場。

鰯網については、米神村境から石橋村仏石までの間と、江之浦村では「松崎」、真鶴村では「黒崎」が網場になっている（『資料編』近世No.45・74・76）。

このように網場は、早川から門川までの漁場の間に、数え上げられるだけで二〇か所ほど存在した。このほか、本多康宏氏『小田原地方の漁業史』の中では、前述した網場のほかに、早川村に「車川」「大ヶ窪」、石橋村に「仏崎」、根府川村に「森ヶ下」、岩村に「大根下」、真鶴村に「番場浦」「亀ヶ崎」が、それぞれ網場として存在すると紹介されている（漁場と網場の関係は、表1参照）。

漁場の中にある網場は、漁場の

管理が地先村にあることから、網場についても本来、地先村が管理していたと考えられる。しかし、与次兵衛の鯨網場「尻掛」のように個人で網場を管理する場合、大網のように石橋・米神・根府川・江之浦・岩の五か村が、あるいは根拵網のように早川・古新宿・千度小路の三か村が、それぞれ共同して網場を確保して網を張り立てる場合（『資料編』近世 №45・77）、さらには東門川尻より西足川下熱海小堺までのように伊豆山御神領海浜として伊豆山神社が管理する網場（『資料編』近世 №73）などの場合が存在した。このように、網場は網の種類により漁場で重なり、重複する場合も出てくるようになった（網場が重なる例には、四艘張り網と鰺網の「山ヶ下」「さとち浦」、四艘張り網と海老網の「沢尻」、海老網と鰺網さらに大網の「松崎」がある）。そのために、他の管理下にある網場に個人が、あるいは複数の村が共同して管理者との了解のうえ網場を設定する場合（『資料編』近世 №73・74・76・77）などが生じ、これまた争いの起きる原因となったのである。

漁場と網場の独占

前述したように、海の中に明確に境を設けることができないことから、各村の漁場は各村地先限的に他村の入漁や入込みを禁じていた。こうした理解は、ごく普通に各村々に共通したものになっていた。しかし、漁獲対象の魚も絶えず移動することから、明確な区域設定が困難で流動的にならざるを得なかったことも確かであった。特に新しい漁法や漁業が伝えられ、これを他村に先駆け他村の地先の海で操業して成功すると、その初めて操業した者が、その後、引き続いて営業する場合がある。こうした漁業を見立漁業（網）と呼び、この見立漁業は先取特権を有し、他村地先の海で営業ができた。こうした見立漁業をめぐる争いに、一六五九年（万治二）、石橋村地先仏崎での手繰り網操業をめぐり、早川村と千度小路村さらに石橋村の三か村を巻き込んだ見立網の事例が紹介されている（本多康宏『小田原地方の漁業史』P 66、P 98）。一六七二年（寛文十二）「相州西

郡西筋真鶴村書上ヶ帳」には、四艘張り網では根府川村地先の「山ヶ下」が、江之浦村地先の「江之浦前」が、さらに岩村地先の「くつみ札か根」「沢尻」「おね前」「あくら崎」が、そして新井村地先の海に真鶴村の網場が設置されることを伝えている。また、海老網では石橋磯辺から磯づたいに門川西磯辺までと稲村前伊豆ノ山下足川磯辺までが、鰯網では根府川村地先の「山ヶ下」、江之浦地先の「松崎」、岩村地先の「くつみ前」「なべか浦」が、ほうけ網では根府川から門川までが、それぞれ真鶴村の網場に設定されていたことがわかる。これらの事實は、恐らく四艘張り網・海老網・鰯網・ほうけ網の網が各村地先の海で真鶴村が各村に先んじて網場を設定し操業した結果と考えられ、網場と見立て開発した真鶴村にその特権が付与されたことを物語るものであらう。

また、村地先の漁業経営権を請け負わせ、代わりに運上金うんじょうきんを課すことによって独占的に操業させる方法に運上請浦があった。これは小田原藩が各村地先の海に漁業権を設定し、漁獲に照応した運上金を入札して決定する方法で、その最高額落札者に操業を許可し行なわせる方法であった。小田原藩でのこの請浦制は、肴十分一運上といって一か年、三か年、あるいは五か年ごとに入札を実施して操業者を決め、網漁や釣漁の漁獲高の何割かを貢租として賦課していた。肴十分一とあるところから漁獲高全量の十分一が納入されていたと考えられるが、必ずしも全量の十分一とは限らなかった。大体において年間の漁獲高を見積もり、一か年何両あるいは永何貫文で肴十分一を請け負っていたというのが実情であった。こうした運上請浦の中で最も著名なものに鯛長縄漁があった。ところで、小田原藩での肴御十分一請浦の始まりは、小田原万町こふず五郎左衛門が最初といわれている。この時の運上金は「さい銭」と称して納入されていた。また、長縄運上請浦のはじめは三浦なかイ（現横須賀市長井町）村長左衛門が最初で、後に彦次郎というものが長縄の請浦をしたとあるが、不漁により付浦を明け渡したのに引き続いて、房州石小浦（現千葉県安房郡富浦町）の池田弥惣兵衛が請け負ったとある（『資料編』近世No.

48)。以後、この池田弥惣兵衛家は、江戸期を通し鯛長縄漁の運上請浦を早川沖から伊豆山沖までの間で行っていたのである（『資料編』近世No.1）。このほかの運上請浦については、一七二〇年（享保五）十二月の「御請申上御菜御運上之事」や、一八一五年（文化十二）十二月の「乍恐以書付奉願上候御事」などによれば、小田原藩主の食膳用の魚を供する目的で操業をみとめた小田原藩御菜肴請浦が石橋浦から伊豆境までの間にあって、鯛長縄の池田弥惣兵衛・与七郎が二か年請浦とし、運上金一か年で一八両で請け負っていることが知られる（『資料編』近世No.50・58）。また、いつころの操業か不明であるが、池田与七郎が江之浦村地先の海を請浦に夜網（鮭夜網カ）を運上金三か年金二分で請け負っている例（『資料編』近世No.53）や、一七八五年（天明五）七月の「差上申証文之事」によれば、伊豆山御神領海浜の中の東門川川尻から西足川下熱海までの間を、鯉・うずわ・むろ漁の請浦とし運上金三か年九両で請け負っている例（『資料編』近世No.73）などがある。

さらに、真鶴には見立漁業と運上請浦を併せ持つ漁業も存在した。これは特定な漁場に新しい漁法を導入した操業者に、以後、運上金を賦課することによって引き続き操業者に指定し、特権的に網場の占有を認め操業させるケースである。こうした漁業に鰯網漁があった。鰯網漁は、紀州大崎村与次兵衛が見立て、大浜崎磯で漁場を創業し、尻掛（懸）浦に漁師小屋を建て、漁夫・漁船を多く使って操業したのが初めである。大浜崎磯で鰯網を始めるきっかけについては、「鰯網由来記」によって知ることができる。それによれば与次兵衛が田広家の養子となって以後、田広家に実子が生まれたことから田広家を離れ江戸へ向かう途中、真鶴で風待ちのため逗留した。逗留が長くなったため陸に上がり山野を遊行した折、海を見れば諸魚多く、なかでも磯辺つたいに群れなす鰯を見つけ、これを網に取得すれば末代の渡世安からんと思ったという。本国に帰帆して、種々の方便に肺肝をくだき、改めて真鶴に戻り尻掛浦をこしらえたとある。時に一七三七年（寛永十四）のことであった。そして、以来、

鰯網場所は新田・明田の開発人と同じこととして、歴代の網主は鰯網を相続したとある（『資料編』近世No.65）。この由来記に書かれた内容がすべて真実であるかは別にして、開発により新しく始められる漁業に特権が与えられた鰯網漁の経緯はよく理解されるであろう。

せいらうと網場

真鶴の海は、今も比較的透明度の高い海として知られることから、初夏ともなれば磯遊びの人々が集い、近年ではスキューバダイビングにより海中を楽しむ若者たちでにぎわいを見せている。しかし、海に限らず数十年前は、今以上に水は美しく、上から見通せばすべてのものが手に取るように見渡せたのである。鰯網漁を始めた与次兵衛は、三月の陽光に光る海のなかで沿岸に沿って回遊する鰯を、山の頂から見ることができたことから、真鶴で鰯網を始めることになったのである（『資料編』近世No.65）。本当に見えてはならない。網は縄・麻・葛などで作られ、魚群は目で確かめるしか方法がなかったのである。網入れは、鰯網漁のように魚が群がり海面に魚が浮いたように見え、魚が沢山いると確認されたとき、はじめてできたのである。いわゆる「浮漁」といわれる漁法がそれであり、この漁法が主であった。そこで、魚が浮き寄る状態を見かけたとき網を入れた。

魚が群がり海面上に魚が浮いたように見える状態のことを、前述したように、真鶴では「セリ」といっている。セリは鰯（ムロアジ）・鰯（シコイワシ）等に見られ、鰹や鰯などの魚に追われた鰯や鰯が、逃げ場を失い囲まれてかたまり、海面上に盛り上がった状態をいった。このとき、セリの下に魚群を別に「ナブラ」といい、このセリとナブラにより海面上が盛り上がった状態を浮魚と称し、この状態が確認されたとき網を入れたのである。江戸期、真鶴に伝わるほうけ網漁が、「むろあじ・鰯せり申所にて取申候」とあるのは、この状態を指して

いるのである（『資料編』近世No.1）。ところで魚が集まるナブラは、藻あるいは流木などが作り出す海面上の影によっても起こるとされている。こうした場合のナブラも確認されれば網を入れることになった。

鰯網漁を行なった与次兵衛は、その請浦である尻掛浦の漁場を整備したことで著名な人物である（『資料編』近世No.68）。その漁場整備の一つに、沿岸沿いの山に植林したことがあげられる。この植林の意味については、いろいろなことが考えられる。一つは、魚群を目で確かめるために、木を植えることで山から海へ流れ入る土砂を防ぎ水の濁りを留めることで、魚が別の場所へ移動するのを防いだのである。もう一つは与次兵衛の植林は大部分が松木である。松は高木になる木であることから魚が回遊する沿岸沿いに植林し海に陰を作り出し、その陰沿いに魚が回遊するようにしたこと。海面上に陰ができることにより、陽光に照らされた海面より高いところから海の中が容易に見通せること等々が与次兵衛に積極的な植林を促す動機となったのであろう。

ところで、セリの状態はいつ起こるか予想のつかないことでもある。そのためには海面上を常に監視することが必要とされる。セリを確認するためには、しばしば海鳥が利用された。鰹等の魚に追われ逃げ場を失った鰹や鰯を一番先に見つけるのは人間ではなくオオミズナギドリという海鳥であった。したがって、セリの状態が起これば必ずこの海鳥が海上に現れたのである。漁師はこの海鳥の動きからいち早くセリを確認したといえる。この海面を監視する場所は、普通海岸沿いの山など小高い場所が選ばれ、そこに魚見小屋といわれる監視所が建てられた。

この魚見小屋は真鶴では、「せいろう」と呼んでいた。「せいろう」は丸太を井桁に高く組み上げた望楼で、この場所で魚見をしたのである。魚群を見つけたすためにはこの「せいろう」は欠かせない施設であった。したがって、鰯網漁である大浜崎・尻掛などにはこの「せいろう」が幾つも建てられたという。また、この「せいろう

う」は魚群を見当てるためであることから、網を入れる場所、すなわち各漁場での網場を示す重要な建物になっていることもわかる。鰯網漁の「せいろう」のほか、江之浦では網場の一つである輪内や松崎等にもこの「せいろう」があった（『資料編』近世No.41・42）。

また、漁を行なう場合には「アテ」という言葉もよく聞かれることである。「アテ」はヤマアテともいわれ、目安となる目標物のない海上では、しばしば船の位置や網場を知るための目標物として利用された。相模湾沿岸の漁村山西村（現二宮町）では、吾妻山や大山・真鶴半島が「アテ」としてよく利用されていたし、国府新宿村では現大磯ロング・ビーチ内の大松「オスワ」のように、海岸に生えている特定の大松等も海上からの「アテ」として利用されていた。真鶴村において、この「アテ」として利用されたものに、「さとち浦」の「網場松」といわれる大松がある。この「網場松」は四本の大松をいい、一本は一丈二尺三寸廻り、残る三本の松は一丈一尺七寸廻りから一丈八寸廻りもあった。この「網場松」は「さとち浦」で行なう鰹・うずわ立網の網入れの場所を示す「アテ」である。舟が真鶴湊から出帆する際、舟主や船頭は風の方向を見るため山に登り風向きを見定めてから出帆したが、この風見の山を「日和山」といった。この「日和山」は、風向きを知るだけでなく、海上からの「アテ」としても利用されていた。また磯部山の頂上にも太さ一丈二尺六寸の大松があった。この松のことを「こがね松」といったが、この松も「アテ」として利用された松である（『資料編』近世No.1）。

漁場をめぐる争い

「漁場と網場」の項でも述べたように、原則として漁場は村地先限りの浜続きの海である。しかし、漁場には漁法の違ういくつかの網場が設定されることによって、また、決められた漁場への他地域からの漁民の入り込みなどによって、さらには漁場が重なり合うことによって、しばしば漁場争いに発展した。

鯛長縄漁の池田弥惣兵衛の漁場は、早川沖より伊豆山沖までとされている。一七三九年（元文四）、池田弥惣兵衛は、請負運上場である鯛長縄の漁場へ他地域の鯛長縄漁民が入り込んだことから、願書を小田原藩へ提出することになる（『資料編』近世No.52）。

ところで、鯛長縄漁が小田原藩運上場として開かれるのは慶安年間（一六四八～五一）といわれ、ほどなく池田弥惣兵衛がこの運上場を請け負ったとされる（第三節「鯛長縄運上」の項参照）。

先の願書によれば、この池田弥惣兵衛が請け負う鯛長縄場に、他地域の漁民が入り込むようになるのは、一七三四年（享保十九）ころからであった。他地域の入り込み漁民は小田原の長縄船で、以前は、請負場所ということで一切漁場への入り込みはなかったというのである。当初、弥惣兵衛は、これら小田原長縄船が一、二艘という少数であったことから他地域の者が運上漁場へ入り込んでいても見逃していた。しかし、一七三七年（元文二）ころからは、入り込む長縄船も次第に増加し、弥惣兵衛の漁に差し障るだけでなく、漁獲量の減少にもつながり運上金納入にも差し障るとして出訴に及んだものである。

網漁は、一般的に根附きの漁といわれ、おおよそ魚種類の有無が確認されている場所や魚が回遊するとわかっている場所を漁場にして網場が設定されている。しかし、釣り漁の場合、網漁のように漁場や網場が決められているわけではなく、どこでも釣職できたことが知られる。たとえば、一七一五年（正徳五）、岩村の漁業再興願いに対する真鶴村漁師の返答書に「ほうけ釣りは、手の儀は浮き漁にて、何方にても仕り申儀に御座候」（『資料編』近世No.36）とあるように、どこかの浦からもとえ他領であっても入り込み、漁をすることができたのである。この例からすれば、長縄漁も「延縄^{はななわ}」といわれる釣り漁の一つであることから、小田原辺りの釣職漁民が、地先以外の海で漁をする例は決してまれでなかったとみることができるといえる。釣職に地先限りの海に限るという決められた

漁場の存在しなかった例に、山西浦（現二宮町）沖の「せのうみ」の例がある。山西浦沖の「せのうみ」は、近隣各浦々にとっても最高の漁場として古くから知られたところで、他浦から漁民が多数入り込む漁場として、特に大磯や小田原漁民が多数入り込む漁場として有名であり、入り込む漁船によって「海に蓋をしたようである」と形容されるほどであった（『二宮町史』通史編）。そして、入り込む船は、そのすべてが釣り船で生き餌を海にまいて浮き魚群を留め、釣職を行なったとも伝えていたのである。このように釣り船は決められた一定の漁場の中でのみ釣り漁を行なうわけではなく、魚が浮くという真鶴地方でいう「セリ」の状態になるような場所（山西浦「せのうみ」、江之浦「八王子下」など）であれば、比較的自由に他地先の海や他領にまで出向き釣り漁を行っていたのである。

漁場の狭隘きようあいなことから漁場争いになることもしばしば生まれる。先にあげた一七一五年（正徳五）の岩村漁業再興願いに反対する真鶴村の言い分は、岩村地先の海を漁場として既得権を持つことに加え、四艘張り漁場については、漁場として良い場所が四か所に限られたこと。したがって、悪い場所は漁民がくじ引きにより日々替わるがわる網を入れていること。海老網については、網数が多いことから網掛け場が競り合っていること。網掛け場が競り合う状況は、手繰り網でも同様であると主張して、今以上の漁業への参入を阻止しようとしていた。

一七七七年（安永六）四月、真鶴村と江之浦村との間で争われた海老網懸け場所をめぐる漁場争いも、漁場の狭隘なことから、また、両村の海老網場が競合することから紛争化した場所である。争われた漁場は、江之浦村地先の海「八王子下」がその場所である。この「八王子下」は、昔から海老網懸け場として知られる米神村「家之前」、根府川村「黒根」「御棚下」、江之浦村「松崎」「沢尻」などと並ぶ良好な漁場であった。かつて江之浦村は、この地先の海「八王子下」で海老網を懸け漁職に携わっていたことが知られ、五、六十年前の正徳・享保こ

ろに村内が困窮し、網を所持できなくなったことから自然に消滅し、代わって真鶴村の漁民がこの「八王子下」において海老網漁を続けていたという経緯があった。同年同月、江之浦村は中絶していた海老網の復活を小田原藩地方役所へ提出し、先の海老網漁が行なわれている漁場以外の場所で漁職を始める許可を得る（『資料編』近世No.42）。まさに争いは、江之浦村の「八王子下」での海老網漁復活が発端となって引き起こされたものである。

ところで、江之浦村が小田原藩より海老網漁を許された場所は、江之浦村下「八王子下」の「輪内」という場所、この「輪内」は、「松崎」に隣接する漁場であった。そして「松崎」は真鶴村の海老網懸け漁場になっていたところでもある。したがって、この漁場「輪内」をめぐる真鶴・江之浦両村の争いは、当初から紛争の種を内包したものであったといえた。この争いは、江之浦村が懸けた海老網を真鶴漁民が勝手に取り除き、一部網を破損させたとして江之浦村から提訴されたものである。この提訴に対し、真鶴村は次のように返答している。海老網を破損させたのは江之浦村漁民であること。このことについて抗議したところ「悪口等申懸け」られたこと。もともと真鶴村が懸けることになっていた海老網懸け場に、江之浦村の漁民が、先に網を懸けていたため、真鶴村で網を懸ける場所がなく、網懸け場を空けるよう申し入れたところ取り合わなかったこと。したがって、やむをえず江之浦村で懸けた海老網を他の場所へ懸け直し、空いた場所に真鶴村の海老網を懸けただけで破損させた事実はないことなどがその返答書の内容であった（『資料編』近世No.41）。提訴の具体的内容は、江之浦村の訴状が残っていないため、真鶴村から出された返答書から推測せざるを得ないが、双方の言い分は、まさに正反対の内容を持つものと想像されるのである。この争いについて、その結末がどのように解決されたか、史料制的制約から詳しいことは、これ以上わからないのが実状である。漁場や網場に対して既得権をもつ村が、さまざまな理由からその一部を後発漁村に明け渡し譲歩を余儀なくされる例に、第四節「石材業と岩村の漁業」の項で述べるよ

うに、岩村と真鶴村との間で争われた一七一五年（正徳五）十一月の岩村漁業再興願いがある。この場合でも真鶴村は一時的にはあるが岩村に漁職を認めざるを得なかった状況に追いやられていた。江之浦村の場合は、争いの起こる前にすでに小田原藩より漁職復活の許可が得られていることから、争いは複雑化したと考えられる。ともあれ、この安永期の真鶴・江之浦両村の争論も漁場そのものが狭隘なことから、また、多数の浦が競合して漁場を使用することから生じたものであるということができるのである。

漁場の整備

江戸時代の漁業は、言葉として適切かどうかは別にすれば、浮漁に代表されるように待ちの漁法ということができる。すなわち、漁場に魚影が確認されてはじめて網を入れる漁業であったといえる。したがって、魚を漁場に定着させ、あるいは漁場を魚が棲みやすいように作り変えるなどはあまり考えられていなかったといえる。そうであっても現代に比べれば、その漁法も装備も違ういわば原始的な漁業であれば、急激な漁獲量の減少という事態はそれなりに避けられていたというべきであろう。今日、各地に残る漁業関係の史料を散見するとき、魚を漁場に定着させ、棲みやすくするため漁場を整備した史料を見る機会は無と違ってよい。その点、真鶴村で田広与次兵衛が行なった鰯網漁の尻掛浦の整備は、数少ない事例として特筆されるものである。一七五四年（宝暦四）十二月、江戸魚問屋が尻掛浦鰯網請負を出願した際、田広与次兵衛が従来どおりの請浦継続を懇請した「乍恐書付を以奉願上候御事」（『資料編』近世No.68）には、尻掛浦で鰯網漁を見立てた一六三七年（寛永十四）以来、与次兵衛が尻掛浦の整備に意を注ぎ、投資を繰り返してきた状況が読み取れる。たとえば、一七〇二年（元禄十五）「船網諸道具等歳数覚記」によれば、同年五月に籠名（納）屋、同十六年五月に納屋の葺き替え、一七〇四年（宝永元）四月中旬に湯風呂家、同二年に尻掛納屋、同六年五月に籠納屋、同年十二月に向納屋など、鰯漁にかかる諸道具を入れるため、雇いの漁民を一時的に居住させるため、幾つかの

納屋を造っていることが知られる。

ところで、鰯をはじめ群れを作り回遊する比較的小型の魚は、海に漂う藻や流木の影の中に集まる習性を持ち、その習性を利用した「浮漁」といわれる漁法が存在したことは前にも記した（「せいらうと網場」の項参照）。与次兵衛は、鰯漁を行なうに際し、海岸沿いに松木などの高木を植え、海面上にできる木の影に沿って鰯を網場へ誘導・回遊させ、漁獲する方法を取っていたといわれた。そのため与次兵衛は、尻掛浦周辺の山林や畑の購入を積極的に行なっていた。その理由は、魚の習性を漁法に生かすだけではなく、もともと鰯漁が海・山とも「要害能」き場所であれば漁として成り立たないことから、「近所之山に植木を致、且又緑林等買添松木植立、山を茂らせ海え影さし候様に種々要害能」するためであった。

与次兵衛は、一六七五年（延宝三）から一八三六年（天保七）までの間に、尻掛浦周辺の畑三八か所、山林九か所、真鶴村以外の村でも畑一五か所を購入していた。そして、この与次兵衛の山林・畑の購入は、享保年間（一七一六～三四）から宝暦・明和（一七五一～七一）ころが最も盛んな時期で、購入した山林や畑には、それぞれ植林を行ない、緑林がつくり出す影へ鰯を回遊させていたのである（遠藤勢津夫「相州真鶴尻掛浦の鰯網漁―近世における上方漁法伝播の一例―『真鶴』第15号」）。そして、この植栽した緑林の各所に回遊する鰯の群れをいち早く発見するための魚見場を設置していた。この魚見場は「せいらう」といわれ、鰯群の発見と網の張立て場所や網の締め上げ時期の指令が出される場所として、鰯漁には欠かせない重要な場所となっていたのである。このほか、与次兵衛は張立てる網が海底の荒磯により破損しないようにするため海底の荒石を取り除いたり、波除けの石垣を築くなどしていたことが知られている。

第三節 海の年貢

さまざまな 海にかかわる年貢は、田畑にかかる本年貢とは別に、「小物成」「浮役」「運上」「冥加」などの雑海の年貢 年貢として扱われている。したがって、各村々の種々の要因によりさまざまな年貢が存在していたことが知られる。現在知られている真鶴・岩の年貢賦課の対象をしてみると、次のようなものに分けられる。

第一は、丸木舟・海士舟・天当舟・伝馬舟のいわゆる獵船や廻船のような「船」を対象としたもの。

第二は、「鰯網運上」「四艘張り網戸場」等のように「網」を対象とするもの。

第三は、「鮑運上」「鯛長縄」「肴十分一」のように漁獲物を対象とするもの。

第四は、「水主役」のように船乗りを対象とするもの。

第五は、「御菜運上」のように冥加として献金的性格をもつもの。

である。ところで、これら年貢のうち相模の漁村ではどこでも必ず存在した年貢がある。それは「船」を対象とした年貢で、一般的には「船役」といわれていた。そして、この船役を負担することが公的に漁業を営む権利を認められた証拠であるといわれる（『県史』通史編3近世(2)）。

真鶴村に現存する史料の中で、この「船役」について知ることができる初出史料は、一六七二年（寛文十二）七月の「相州西郡西筋真鶴村書上ヶ帳」である。それによれば「一、廻船御年貢帆拾耆端より拾八端迄、帆耆端ニ付、年中ニ永六百文ツ、五端帆より拾端迄、帆耆端ニ付、年中ニ永九十耆文宛 一、丸木舟御年貢耆端ニ付、年中ニ永百五拾文宛 一、海士舟御年貢耆艘ニ付、年中ニ永貳百五拾文宛 一、天当舟御年貢耆艘ニ付、年中ニ

永百文宛 一、伝馬舟御年貢壹艘ニ付、年中ニ永百文宛」とあり、寛文期真鶴村に存在した船の数および船役金の額について、その具体的な内容がわかる。船の数は、廻船四三艘、丸木舟三五艘、海土舟一艘、天当舟一艘、伝馬舟一八艘であった。廻船を除けば、丸木舟・海土舟・天当舟・伝間（馬）舟ともに基本的には漁船としても使用されたと考えられるもので、なかでも天当舟は『新編相模国風土記稿』で「鮫追船 土人呼で天当船とも云」とあるように鮫追船とも呼ばれ、鮑漁をする「かつぎ」を鮫から守る船とされ、当地の鮑漁には欠かせない船であった。伝間舟は伝馬舟のことで、本来は湊に接岸しない廻船と岸の間で荷物の積み下ろしに使用する船をいった。しかし、荷物の積み下ろしがない場合などは、ふつう漁船として使用していたと考えられている。また、丸木舟は、この地域で産出する石を積み出す際の船であるが、この船なども伝馬船同様の使われ方をしていたと考えられる。

岩村での「船役」について、最初に船の種類や船数、さらにその役金高がわかる史料は、一七三九年（元文四）の「船役金割付状」である。この史料によれば、この年、岩村に存在した廻船三艘、小廻船一艘、橋船三艘、天当船三艘が存在した。廻船や小廻船に掛かる役金の基準は、「真鶴村書上帳」にあるように帆の数によって違いがあるものの、五端（反）帆から一〇端まで、一端から一八端までの二種類の帆の大きさにより区別され、それぞれ役金は真鶴村の役金と同額であった。

網や漁法を対象とした年貢のなかで、最も著名なものは鰯網漁であろう。これらの年貢は、特定の漁を行なう際に漁場を独占排他的に占有する請浦制と密接な関係があることから、漁場に掛かる年貢と考えられなくはない。しかし、小田原北条氏が用いた網の役銭＝網役の負担金を意味する「網戸」という言葉が、「四艘張り網戸場」に残るように、近世ではこの「網戸場」を、網戸の場、すなわち網役を負担する漁場と解していることから

も、また漁場はあってもいつも漁があるとは限らないことから、さらに漁をする網がなければ魚を捕獲できないことから、本来、年貢は網に掛かるものであると理解されるのである。

漁獲物を対象にした年貢では、漁獲される量に応じた年貢が徴収される。これは、ふつう肴十分一運上と呼ばれる。肴十分一は網漁や長縄などの釣漁で得られた漁獲高の何割かを年貢として賦課・徴収されるもので、おおむね漁獲高全量の十分一が納入されることをいった。この肴十分一が史料の上で確認されるのは、真鶴村で一六七二年（寛文十二）のことである。ただし、その納入金額はわからない。この肴十分一は、小田原藩ではかつて「さい銭」と呼び、小田原万町こふず五郎左衛門の長縄請浦が最初であった。この時の肴十分一は、村方より少し上納したとある（『資料編』近世No.48）。また、一七〇五年（宝永二）に「宝永弐年酉ノ十二月 小肴御十分一季長にて則々ヶ年に金貳両宛増シ、来ル戌年より寅之年迄五年之間、弥三兵衛沓ヶ年に御運上金三拾貳両宛にて御請負仕ル」とあるように小肴十分一が存在についても知られるのである（『資料編』近世No.66）。岩村で漁獲物に対して納入した年貢に鮑運上がある。鮑運上が史料の上で確認されるのは、一六五四年（承応三）のことである。この記載は、「永代日記」（『資料編』近世No.24）の中にある記述で、この年、岩村の久兵衛・長五郎が鮑運上を落札し、一年で三六五五貝を採ることになっていた。真鶴・岩両村では、すでに小田原北条氏の時代から鮑漁に関する史料は残っており、当地の重要な漁として小田原藩はもとより、將軍家への恒例の献上品としても使われていたことはよく知られている。

「水主役」の初出史料は、一六七二年（寛文十二）の「真鶴村書上ヶ帳」（『資料編』近世No.1）である。水主（かこ）は、ふつう船子を指し、廻船に乗り込む船方（水手・水夫）であって船頭以外の乗組員をいった。前述した真鶴村の史料には、この水主役として一人につき、銀五匁ずつが納入されている。

運上金が商・工・漁業の諸營業に掛けられ、金や銭の形で一定の税率で納入された年貢であるのに対し、冥加金は一定の税率がなく、營業を藩などから公認保護されたことに對する献金の性格を持つ年貢であった。一八五一年（文化十二）の鯛長繩与七郎の「御菜御運上」についての請浦願によれば、一か年金四二両で一〇年間四二五兩の運上金のほか、冥加金として年に金三兩ずつ上納することを記している。さらに、時代は下がるが、一八六九年（明治二）三月の鯛長繩与七郎の王政御一新にともなう鯛長繩五か年存続願いには、鯛長繩が与七郎の「漁業株」であるとし、運上金一か年七兩のほかに、五か年間で一年に金一兩の冥加金の納入をすると記している（『資料編』近世No.58・62・63）。このように冥加金の納入は、年貢として納められる運上金以外の金であるところから、冥加金は請負が成立した時の礼金というような献金的性格を持っていたのである。

船 役 金

船役を負担することが公的に漁業を営む権利を認められることであるといわれるが、真鶴村で船役を負担する船のうち、前述したように漁船に使用されるものは、廻船を除く丸木船・海士船・天当船・伝馬船であると考えられている。

ところで、岩村で船役を負担する船は「船役金割付状」によって、一七三九年（元文四）から一八六七年（慶応三）までの間の、三二年間について見ることができる。この間、岩村に存在した船は、廻船・橋船・天当船・押送船・小揚船こあげの五種類をあげることができる。このうち、廻船は真鶴村の廻船同様、漁業に直接使用される船ではないが、残る橋船・天当船・押送船・小揚船は漁船として使われた。橋船は端船と考えられ小型の伝馬船のことであり、本来は、荷物の積み下ろしに使用された船である。小揚船も伝馬船同様、本来は廻船と岸との間の荷物の積み下ろしに使用されたものである。また、押送船は当時の鮮魚専用運搬船で、帆と七丁櫓の併用により普通の漁船よりも格段に船足の速いものであった。このように岩村の橋船・押送船・小揚船・天当船は、天当船を除

第3章 漁業の展開

表2 岩村の魚船と船役金

	橋 船		天 当 船		押 送 船		小 揚 船	
	船数	役 金	船数	役 金	船数	役 金	船数	役 金
元文4年	3艘	125文	3艘	文	艘	文	艘	文
寛政5年	2	100	3					
寛政10年	2	100	3					
文化2年	2	100	3		1	60		
文化8年	2	100	3		1	480		
文政元年	2	100	3		1	480		
天保8年	2	100	3				1	50
天保9年	2	100	3				1	25
天保10年	2	100	3				1	50
～								

*元文4年「未年岩村可納船役金之事」(『資料編近世』近世No.3・5・7・9・10・12)、寛政5年「丑年岩村船役金之事」(『県史』資料編9近世(6)No.336・338・340・341・342・343・344・345・346)より作成。

*岩村には32点の「船役金割付状」が残存するが同一記載は省略した。

*元文4年橋船3艘のうち1艘は半年分の役金、文化2年押送船1艘は新造船のため3ヶ月分、天保9年小揚船1艘は売船のため半役とある。

けば、他の船には本来それぞれの用途をもつ船ではあるが、日常は漁船として使用されていたと考えられる。これら船の役金は、橋船で一艘につき五〇文の役金、押送船で一艘につき帆一端に六〇文宛の役金、小揚船で五〇文の役金が賦課されていた。この一艘あたりの役金は江戸期を通して同額であった。表2は、元文四年「未年岩村可納船役金之事」(『資料編』近世No.3)をはじめとする岩村の船役金について、特に漁業に使用されたと考えられる四種類の船について、その年ごとの役金高を見たものである。四種類のうち天当船については「潜」(かつぎ)鮫追船であることから「百姓寄合持ニ付、船役免除」として役金は免除されていた。

上納貨幣は「永」と定められていた。「永」とは永楽銭(永楽通宝)のことで、江戸時代には通用禁止の貨幣であったことは広く知られている。しかし、「永」は年貢納入時の金貨計算上の単位として、江戸期を通して擬制的に用いられた貨幣の単位で、実

際の納入に際しては金や銭に換算され納入されていたのである。その換算率は、永一貫文Ⅱ金一兩Ⅱ銭四貫文が一応の目安である。年による船役金納入の額の増減は、各船一艘あたりの役金が、前述したように江戸期を通して同じであることから、年ごとの総役金額の増減は、各年の船数の増減によっていることがわかる。したがって、船役が増減が直接的に漁業の盛衰と結びつくわけではないことがわかる。ちなみに元文期は橋船三艘と天当船三艘の計六艘、寛政期は橋船が二艘に減少し、天当船三艘と合わせ計五艘、文化期は橋船二艘・天当船三艘・押送船一艘の計六艘、天保期以降は、橋船二艘・天当船三艘・小揚船一艘の計六艘で、船の種類は別として船数ではこの船数が一八六七年（慶応三）まで変わらない。

特徴的なこととしては、一八〇五年（文化二）になって押送船に対する船役金が始めて岩村に賦課されることである。この押送船は、この年の九月に岩村ではじめて新規に造られ、三か月分の船役金永六〇文が

船の種類・名称・構造

船は古来、漁に、渡しに、戦にと、人の生活に密接に關連していたが、真鶴村は、自然の良港に恵まれていたので、風待ちなどもあって、船の出入りは特に多かった。近世の船の種類を寛文・享保の書上帳から拾ってみよう。廻船（小廻船を含む）寛文四三艘（享保一四艘）、丸木船は三五（三九）、伝間船（橋船を含む）は一八（二六）、その他海士船、天当船一艘ずつになっている。すなわち、合計では寛文が九八艘に対し、享保は七九艘とやや減少している。

廻船、小廻船は貨物船又は運搬船ともいえる船で、積荷は石材、米、木材、その他であった。徳川幕府が江戸城の修築に当たって大量の用石が必要とされた。石屋善左衛門が石工棟梁を命ぜられ、小田原、根府川、岩、真鶴の石工を動員して工事に参加、かつ真鶴の名主五味伊兵衛が石材輸送に活躍したことは有名な話である。幕府並びに御三家、雄藩の所属の石切丁場からは、盛んに用石が運搬された。寛文のころは、石材の活況がまだ続いていた結果である。廻船の積荷は単に石材ばかりではない。時には幕府、小田原藩の米、木材等も加わり、時には魚も盛んに江戸に輸送された。もっとも、鮮魚は急送を要するので、それ専

徴収されていた。押送船は、帆と七丁櫓を使った船足の速い鮮魚専用運搬船であることは前述した。この押送船の役金は、押送船が帆を持つことから廻船同様、帆一端につきいくらと計算して役金が決められる。廻船で帆の数、五端より一〇端までの廻船の役金が、帆一端（反）につき九一文の割で計算されているのに対し、押送船は帆一端につき六〇文と若干少なく見積もられていた。そのため文化二年九月新造のこの船は、帆数四端の船であることから、本来、一か月二〇文、一年で二四〇文の役金が賦課されるはずであるが、三か月分の役金六〇文が賦課されていた（『県史』資料編9近世(6)）。ところがこの押送船の役金は天保期以降納入されておらず、ごく短い間での納入であったこともわかる。

ところで、真鶴村での押送船に関する初出史料は、一七二〇年（元禄七）、田広与次兵衛が江戸小網町で造らせた押送船が最初である（『資料編』近世No.66）。したがって、真鶴村は岩村より早い段階でこの押送船

用の押送船という船があった。これは廻船が帆前船で風まかせであるのに対して、押送船は帆だけでなく、六または八丁の櫓を使って速度をあげて江戸へ輸送した。

次に丸木船又は獵船はいずれも漁船と考えられている。真鶴は古くから漁業が盛んで、早くから網漁業が出揃っていた。したがって、釣りは勿論、網の仕掛け、網上げ等には船が必要不可欠である。

近世の和船は、徳川幕府が一六三五年（寛永一二）、五〇石以上の造船および竜骨構造を禁止した。したがってマストは一本、帆は一枚のいわゆる舟才船だったようである。西洋型の船は竜骨、肋骨、梁で骨組みを造り、それらに外板、内張板、甲板などを張って船体造った。これに対し日本型船は航（敷）、棚などで船の形を造り、梁で断面の変形を防いでいる。（日本生活文化史）

真鶴町は古くから自然の良港があり、石材、鮮魚の輸送基地として発展していたので、寛文一二年に大小あわせて八九艘の船が存在していた。

四三艘の廻船は帆前船で、帆は八端帆から一六端帆、水主（船乗り）は三〜一人乗りであった。荷船の標準寸法は例えば、五百石船（約五〇トン）では長さ約一六メートル、幅六・九メートル、深さ二・三メートルとされている。

を持っていたことになる。押送船は、消費地に魚をできるだけ早く届けるための鮮魚専用運搬船であることから、普通、かなりの漁獲を見込める漁村でなければまず必要としない船である。したがって、押送船が存在するかしないか、また、存在するとすればいつごろからかなどは、漁業に対するかわり方の違いによって分かれると考えられる。したがって、岩村と真鶴村では早い時期から、漁業に対するかわり方が違っていたといえる。また、岩村では、一八三七年（天保八）、小揚船一艘に船役金永五〇文が賦課されていること（『県史』資料編9近世⑥）、そしてこの船の役金は、以降幕末期まで続くことが知られる。

運 上 鰯

一七五四年（宝暦四）の「乍恐書付を以奉願上候御事」（『資料編』近世No.68）によれば、鰯網漁開始について「紀州海上郡大崎村百姓漁師与次兵衛と申者にて御座候、乍恐私曾祖父與次兵衛と申者、寛永年中始めて相州小田原御城主 稲葉丹後守様御領分真鶴村と申所え漁稼に罷下り、右真鶴村之内尻懸と申所、先年より荒磯にて御座候処、小田原辺より浦つたい鰯游通り候を見付け、右尻掛を見立て、始て鰯取に候あみを拵鰯漁初メ申候」とあるように、寛永年中、先々代与次兵衛が尻掛浦で見立鰯漁を始めたのが最初という。与次兵衛が実際に尻掛浦において鰯漁を開始したのは、一六三七年（寛永十四）のことである。この年、与

三木二郎氏の推測では「二九〇年前における真鶴の廻船は平均五、六百石ではあるまいか。当時の帆装は一本の檣に木綿などの帆一枚を張ったもの」としている。帆は古くは筵（むしろ）Ⅱ幅約一メートル、長さ一・八メートルを縦に連用して一端帆としたが、木綿が入手できるようになってからは、特製の木綿を使用した。また、帆の装置も以前は主に横帆であったが、これは逆風に対処しにくいため縦帆に変更された。この場合、一枚帆のため風圧は水中の舵に直接にかかってくるので、異様なまでに舵が大きくなくていい。また船尾を高くせり上げ舷側にかんりの曲線をもたせ、追浪よけに適した構造になっている。（真鶴の和船模
型「貴船丸」明治二年一八七九）

第3章 漁業の展開

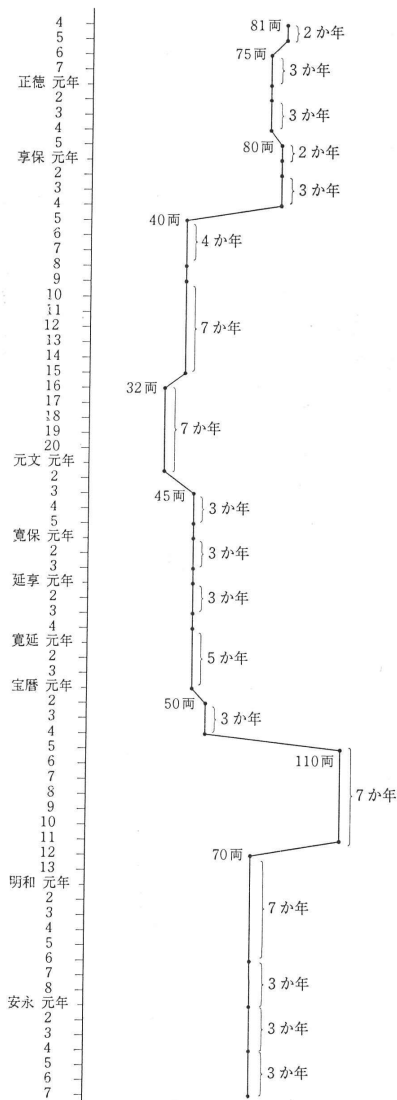
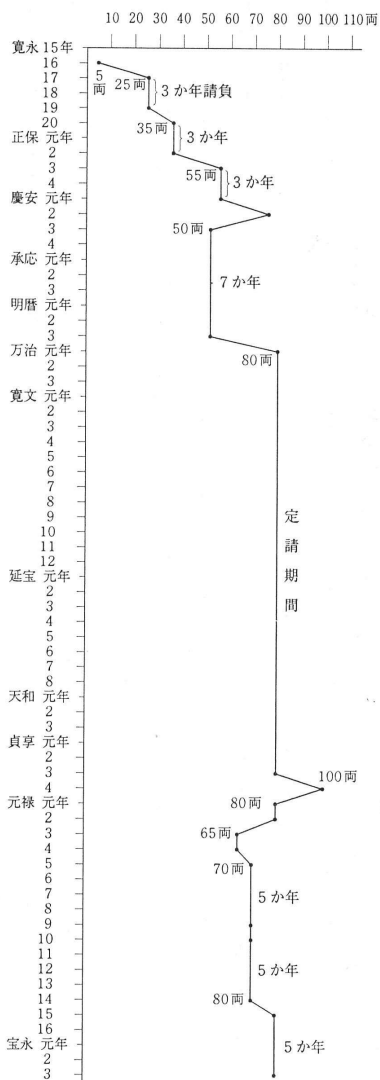
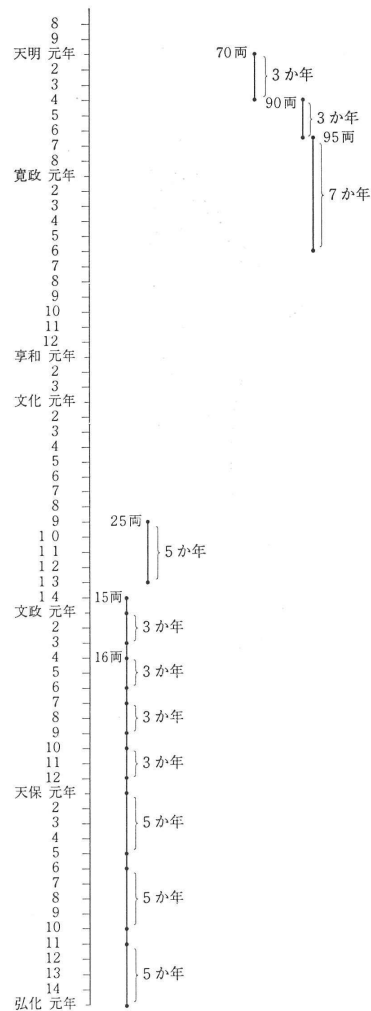


表3 田広与次兵衛鱈運上金の変遷



次兵衛は鰯漁を開始するにあたって、真鶴村に対し二分という金額の「芝銭」を差し出し、鰯漁を始めていることが知られる（『資料編』近世 No. 69）。この「芝銭」の意味は確かにはわからないが、鰯漁を始めるにあたって、真鶴村で漁を行なうことに対する開始金ないしは権利金、あるいは迷惑料といったものであるのかもしれない。

ところで、与次兵衛が実際に尻掛浦を運上請浦し、小田原藩に対して運上金を支払うようになるのは、一六三八（寛永十五）になってからである。以後、史料的には一八四四年（弘化元）までの二〇〇年間余にわたり、運上金を納入していた。納入された運上金額の推移は表3が示すとおりである。運上金は、請負期間にしたがい一か年金何両という具合に納入されるが、その請負期間は、二・三・五・七・八か年と年によってまちまちであった。ただ、一六五八年（万治元）から一六八六年（貞享三）までの間は、与次兵衛以外の請負を認めない「定請」じよううけだった。



*宝暦4年「寛」（『資料編』近世 No. 69）、年未詳「鰯網・諸魚運上納次第」（『資料編』近世 No. 72）より作成。

と称して、二九年間の長きにわたり請浦にしていたことが知られる。二九年間もの長期間「定請」とされた理由には、次のようなことがあった。一六五八年（万治元）、与次兵衛が請け負っていた尻掛浦の鰯漁を、この年、新しく運上金を増額して請け負いたい旨の願書が与次兵衛以外から提出されたのである。これに対し、小田原藩主稲葉美濃守は「与次兵衛は、尻懸浦を見立てた開発の者である。殊に数年（小田原藩の）ために尽力した者であることから、外へ請浦させることは出来ない。今まで通り、与次兵衛へ仰付らるべく旨、申し渡された。さらに、これ以後、与次兵衛以外から何程の金高を積んで願ひ出ても請浦はさせない旨」（『資料編』近世No.69）をかたく仰せ出され「定請」になった、とその経緯を伝えていた。この「定請」は、一六八六年（貞享三）の稲葉氏の国替えとともに解消し、翌四年の大久保氏小田原入部の時点から、再び二・三・五か年間の期限付き請負に変わっていった。

一六三八年（寛永十五）から一六八六年（貞享三）の間、稲葉氏が国替えになるまでの鰯漁について、その運上金額は次のようになっていた。

与次兵衛鰯網漁開始当初の寛永十五年の運上金は、一か年間、わずか五両の運上金しか納入せず、その請負期間も二か年という短いものであった。請負期間が短いこと、運上金額が少額であることなどを考え合わせると、鰯漁そのものが未知数の漁法であったことによるものであろう。しかし、漁は以後順調に発展を遂げることになる。そうしたことの反映か、与次兵衛は小田原藩との間で、以後三か年ごとの請負を尻掛浦で継続し、運上金額も次第に一か年一五両から三五両に、そして五五両へと増額していった。そして一六四九年（慶安二）には、さらなる運上金の増額を小田原藩より命じられ、一か年請負、運上金一か年七五両と増額していた。しかし一六五〇年（慶安三）以降、与次兵衛は「殊之外不漁」を理由に運上金の減額を願ひ出て、一六五七年（明暦三）まで

の八か年間請負、一か年運上金五〇兩と減額を勝ち取っていた。しかし、一六五八年（万治元）からの「定請」の期間中、再び運上金額は増加し、稲葉治世代では最も高額な一か年八〇兩の運上金を二九年間納入することになっていたのである。

大久保氏の小田原入部により、一六八七年（貞享四）から尻掛浦の鰯漁運上は、そのまま大久保氏に引き継がれ、与次兵衛が請け負うことになる。与次兵衛が引き続き尻掛浦の請浦を大久保氏との間に結ぶ理由は、稲葉氏が「大久保氏に引継いだ」「御引渡し目録」の中に、鰯網をはじめた与次兵衛を「例えば地方にて新田開発を行なった者と同じ」鰯網開発人であるから特に御引渡し目録に書き載せ、「そのことを子々孫々申し伝え」よ、と命じられたからであるとしている。ともあれ、貞享四年以降も引き続き与次兵衛は、尻掛浦の請浦請負を継続し運上金を納入することになる。一六八七年（貞享四）からの五か年請負になる一六九一年（元禄四）までの五か年請負の運上金額は、史上最高の一か年一〇〇兩であった。しかし、この高額な運上金額は貞享四年の一年間だけで、元禄元・二年の二年間は、「江戸表活肴停止にて商売不勝手に付、難儀」となり二〇兩減じられて八〇兩の上納、同三・四年の二か年間は、「不漁」のため、さらに一五兩が減じられて六五兩の上納であった。以後、一六九二年（元禄五）から一七〇一年（元禄十四）までが一か年に七〇兩、一七〇二年（元禄十五）から一七一〇年（宝永七）までは八〇兩、正徳年間（一七一〇～一五一）から一七四七年（享保四）までは七五～八一兩を納入していたことが知られる。このように草創期を別にすれば、鰯網漁も不漁の年であっても比較的高額な運上金を納入されるほど順調に推移していたといえる。しかし、以後の鰯漁はけっして順調といえるほどのものではなく、むしろ不漁続きによる水揚げ量の減少と相まって、納入される運上金の額も減少傾向を示すことになる。そして、一七二〇年（享保五）から一七五〇年（寛延三）までの三〇年間は、納入運上金額は三二兩から四五兩ま

での間を推移し、かつての納入実績と比較すると、この時期は二〇〇四九兩ほども減少していた。こうした状況下において、小田原藩は与次兵衛に対し、さまざまな手法を用いて運上金の増額を画策する。その結果、一七五二年（宝暦二）から同四年にかけ、与次兵衛鯔請浦漁にとって転換期ともいえる時期が到来することになるのである。それは鯔漁に関する史料が、この時期に比較的集中し残されていることから想起される（『資料編』近世No.68・69・70）。

事の起こりは、前述した小田原藩の運上金増額策が発端である。

一七五二年（宝暦二）は請負期間の切り替わる年であった。この年からの請負期間は、宝暦二年から同四年までの三か年請負が決定していた。この決定に際し、小田原藩は運上金の増額を命じるが、与次兵衛側は不漁を理由に再三願を提出し、これまで通りの運上金額一か年四五兩の継続を主張したのであった。運上金の増額は、小田原藩が急に言い出したわけではなく、一七五〇年（寛延三）には、与次兵衛は、運上金増額の代わりに、江戸表着問屋に頼み、一〇〇兩という金額を藩に用立てていた。この用立て金一〇〇兩の返済は、寛延三年より利足金一か年に二〇兩の積もりで返済されることになっていたが、藩は宝暦二年以降の支払を延ばすと同時に運上金を五兩増しとし、都合運上金五〇兩にした場合、用立てた一〇〇兩を宝暦四年暮れに返済することを条件にして請浦を許可することにしたのであった。与次兵衛としては、宝暦二・三年は一〇〇兩の利足金二〇兩と運上金五〇兩を合わせた七〇兩の支出になるという結果に終わる。そして、一七五四年（宝暦四）三月、またしても与次兵衛にとり、とんでもない難題が降りかかることになる。それはこの年、尻掛浦鯔網漁について、運上金一か年一五〇兩、鯔漁を請け負う際の担保ないし手付金と称する「敷金」七〇〇兩の納入を条件にした鯔網漁請負願いが他から藩に提出されたことによる（この具体的な概要は、第四節「宝暦四年請浦替え」の項に詳しく述べる）。

こうした横合いからの願ひ出に對して、与次兵衛は江戸表問屋と共に、從來からの鯰網經營の実状をさまざまな形で訴え、再三、藩へ鯰網請負の願ひを提出するが、願ひは取り上げられずに経過する。そして、結果は一か年運上金額一五〇兩（實際の運上額は、敷金一六〇〇兩の利足金四〇兩を差し引いた一一〇兩が納入された）、敷金一六〇〇兩、七か年請負を与次兵衛が承諾すること、引き続き鯰網漁請負を継続するようになるのであった。したがって、運上金額は宝暦五年以降飛躍的に増加し、今までにない高額が納入されることになった。七年後の一七六二年（宝暦十二）、運上金は実質一か年七〇兩に減額されるが、その状態は一七八四年（天明四）まで続き、以後は一か年九〇兩、一七八七年（天明七）からは九五兩の運上金で、七か年請負となっていた。以後一時期の運上金額は、はっきりわからないのであるが、一八一二年（文化九）は一か年二五兩になっていた。そして、一八一七年（文化十四）以降は、その運上金額が判明する一八四四年（弘化元）まで一か年一六兩と変わらなかったのである。

鯛長縄運上

鯛が古今高級魚であることに変わりはない。鯛が高級魚であるがゆえに小田原藩主食膳用の御菜として、また献上品として、さらに海老・鮑同様、高値に取り引きされる漁獲物であることから、小田原城下はもとより遠く江戸までも積み出され、江戸魚問屋を通じて売りさばかれていた。

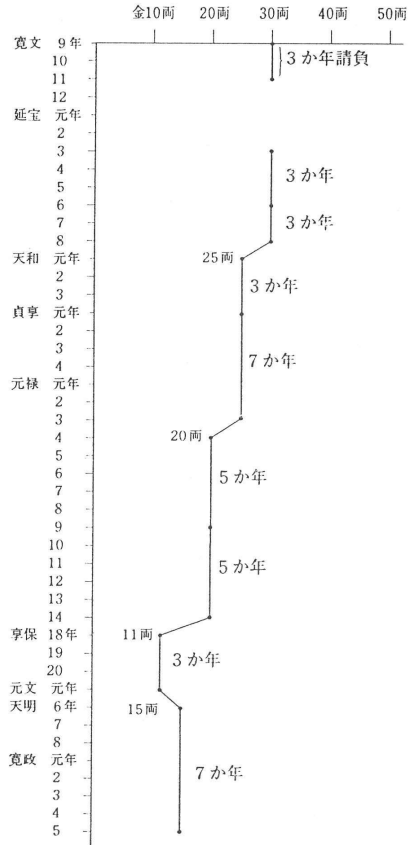
これらのことは時代は下るが、一八六二年（文久二）、池田与七郎が小田原藩主大久保忠礼の代替わりに際し、祝儀として鯛一折を献上した例（『資料編』近世No.22）、江戸表問屋方へ積み送りしている例（『資料編』近世No.54・57）などによって確認できる。

ところで、鯛の需要はなにも江戸期に至り急激に勃興したわけではない。相模西浦といわれる真鶴近海（まがらぎ）の海では、永禄年間（一五五八～六九）に小八幡村から、天正年間（一五七二～九一）には網代村や須賀村などから、

それぞれ小田原へ鯛や干し鯛を送るよう命じられているが、こうしたことからこの地域が早くから鯛漁の盛んな地域であったことを物語る（『県史』資料編3古代・中世3下）。こうした鯛漁が本格化するのには、鯛漁が請浦制にもとづく漁業として定着してからである。請浦鯛長縄が真鶴村に導入されたのは、慶安年間（一六四八～五一）とされ、この時期に、池田弥惣兵衛が請浦にもとづく鯛長縄を開始したとの説がある。しかし、年未詳「十分一等真鶴請浦始めの覚」（『資料編』近世No.48）では、池田弥惣兵衛が鯛長縄を開始する以前に、三浦郡長井村長左衛門が鯛長縄の請浦を行なったと伝えていること、また一六七二年（寛文十二）「相州西郡西筋真鶴村書上帳」（『資料編』近世No.1）では、鯛長縄場の項で「早川沖より伊豆山沖迄、先年ハ村より百姓長縄はへつり申候へ共、式拾ヶ年余御運上場ニ罷成、三浦之者御請仕」とあることから、慶安年間には鯛長縄運上場が開かれた時期であり、池田弥惣兵衛が運上場の請浦を請け負うのは若干時期がずれ込むのではなからうかと考えられる。事実、池田弥惣兵衛の鯛長縄運上金の納入の実際は、現存する史料からでは一六六九年（寛文九）が最初である。

表4は、一六六九年（寛文九）から一七九三年（寛政五）までの間の四三か年について鯛長縄運上金の変遷を見たものである。請浦の期間は、当初三か年請負であったものが、一六八四年（天和元）からは七か年間の請負期間に延長され、一六八一年（天和元）以降は五か年間に延長されていた。この五か年請負は一七〇一年（元禄十四）まで、一七三三年（享保十八）、「真鶴浦鯛長縄御請証文之事」によれば、この時の請負期間は寛文・延宝・天和の各時期と同様に三か年であった。また、一七八六年（天明六）からは再びその請負期間は七か年間になっていた。このように、請負期間は常に決められた期間を設定していたわけではなく、三か年・五か年・七か年という具合にその請負期間は一定していないことがわかる。また、運上金は一か年に何両ずつと決め請負期間

表4 池田弥惣兵衛綱長縄運上金の変遷



*「綱長縄之儀御尋に付書付を以申上候御事」(『資料編』近世No.49)、享保18年「真鶴浦綱長縄御請証文之事」(『資料編』近世No.51)、寛政5年「乍恐以書付奉願候御事」(『資料編』近世No.54)より作成。

の間だけ納入され、請負期間が過ぎれば新しく請負期間および一か年の運上請負額が決められた。一か年に納入される運上金は、年二回に分け納入されていたことが知られる。前述した享保十八年の御請証文では、この時の請負期間三か年、一か年に一一両ずつ総額三三両の運上金を納入することで請浦とすとなっており、実際には、毎年五月と十月にそれぞれ五両二分を納入していた(『資料編』近世No.51)。

ところで、一か年の運上請負額を表4で見ると、一六六九年(寛文九)に一か年三〇両であった請負額は、一六七五年(延宝三)・一六七八(延宝六)の二度の更新時にも同額に推移していた。しかし一六八一年(天和元)、新たに請負期間が更新された時、一か年の請負額は二五両に減額し、一六九一年(元禄四)からの更新時には、

一か年の請負額は二〇両に、そして一七三三年（享保十八）の更新時にはさらに一一両に減額になっていた。こうした請負額の減少は、漁場全体の漁獲高が減少傾向にあることを示すと同時に、真鶴を含む近隣漁村の漁業活動の活発化や市場価格の下落によるところが大きいと考えられる。一七四〇年（元文四）の「乍恐書付を以奉願上御事」（『資料編』近世No.52）によれば、池田弥惣兵衛鯛長縄請負運上漁場へ一七三四年（享保十九）ころから小田原から長縄船が入り込むようになり、一七三七年（元文二）ころからはその数を次第に増加していったのである。当初そうしたことを見過ごしていた弥惣兵衛も、請負漁場の不漁につながり、ひいては運上金の上納にも差し障りとして、密漁取締りを願い出していた。また一七九三年（寛政五）の「乍恐以書付奉願候御事」（『資料編』近世No.54）では、鯛長縄漁の不漁が続ぎ運上金の納入に事欠く理由に、消費地江戸表問屋方の鯛一枚の仕切値段の下落が、水揚げ量の減少と相まって鯛長縄漁が経営として引き合わなくなりつつある状況を伝えている。すなわち、一時期、江戸表問屋へ鯛一枚が三貫七〇〇文くらいの仕切値段であったものが、寛政期では仕切値段二〇〇文から三〇〇文にしかならず、一か年間の水揚げによる利益も四、五十両に減少していたこと、加えて漁船にかかる諸費用を差し引くと弥惣兵衛に入る利益はごくわずかにしかなかったことから、今後、請負運上額を一か年五両ずつ七か年請負の三五両で請け負いたい旨の願書を提出しているのである。結果、それまで弥惣兵衛に特権的に与えられていた鯛長縄請負は、一七九四年（寛政六）六月以降、一時的にしろ取り上げられ、その権利は真鶴村に命じられたのであった。

肴十分一運上 と御菜運上

前述したように肴十分一運上及び御菜運上は、網漁や釣り漁の漁獲高の何割かを貢租として賦課されるもので、大体、年間の漁獲高を見積もって一年金何両あるいは永何貫文で請け負い、運上として納入するものである。真鶴村での肴十分一運上及び御菜運上については、池田弥惣兵衛が肴十分一運

上と御菜運上を請け負い、田広与次兵衛が小肴十分一運上を請け負っていることが知られる。

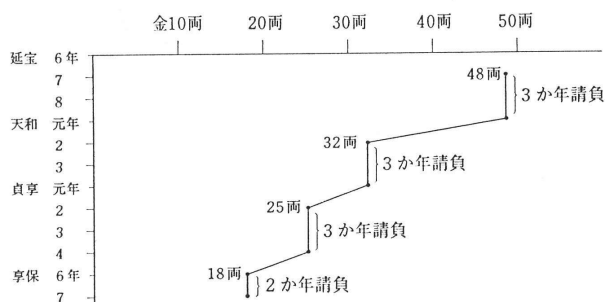
池田弥惣兵衛の御菜運上は、一七二〇年（享保五）「御請申上御菜御運上之事」によれば、その漁場を石橋浦（早川浦）より伊豆境までとしていたことがわかる。その請負条件は、享保六・七年の両年分を総額金三六両で真鶴村池田与惣兵衛を請負主に、また、小田原新宿町米屋惣兵衛を請人すなわち証人にし請け負うこととし、その請負金の上納方法は、毎年六月に九両、十二月に九両の計一八両を二年間にわたり納入することと決めた。そして仮に上納が遅れるような場合は請人である米屋惣兵衛が補償し、そのうえ、なお滞りような場合は請人の家屋敷を取り上げられても一言の申し訳もしないというものであった（『資料編』近世No.50・51）。

ところで、御菜運上の御菜とは領主の食膳用の活魚のことである。御菜魚には、鮪・しび・めじ・鰹・ひらめ・鰯・わらさ・いなだ・鯛などの高級魚から鰺・鰯・いか・わかご・かさご・甘鯛・むつ・ほうばうなどの小肴まで多種にわたるとされている。一七二〇年（享保五）「御請申上御菜御運上之事」は、その漁場を石橋浦（早川浦）より伊豆境までとして、肴十分一を二か年請け負うことが記載され、標題にある「御菜御運上」が、すなわち「肴十分一運上」であることがわかる。したがって、この場合の御菜と肴十分一は同義語であり、御菜として漁獲する魚の肴十分一を運上金として納めるものであった。

池田弥惣兵衛が御菜肴十分一を請け負い、運上金の小田原藩への納入がはじめて記録される年代は、一六七九年（延宝七）のことである。表5は、その肴十分一運上金の額を請負年次ごとに見たものである。現在、この請負年次とその請負額については、史料制約から一二か年ほどしか知ることができない。それによると年を経るごとにその請負額は減少する傾向にあったことがわかる。ちなみに延宝七年から天和元年までは一か年に運上金四八両、天和二年から貞享元年までが一か年に三二両、貞享二年から貞享四年までが一か年に二五両、さらに享

第3章 漁業の展開

表5 池田弥惣兵衛着十分一運上金・御菜運上金の変遷



*年未詳「鯛長縄之儀御尋に付書付を以申上候御事」(『資料編』近世No.49)、享保5年「御請申上御菜御運上之事」(『資料編』近世No.50・51)より作成。

保六年から七年の二か年間に一八両という具合にである。その原因が何によるものであるのかは即断できないが、漁全体が薄くなり漁獲高が減少したことは想像される。

江戸期の漁業は、網の改良やさまざまな漁法の導入、新しい漁場の開発、さらには請浦制に代表される漁場における特権的漁業、各村々の漁業活動への参入などにより、小田原北条氏時代とは比較にならないほどに発達を遂げたと考えられる。その発展の背景は、真鶴などに代表される相模湾西部の漁村にあって、その大消費地と目される小田原城下町の整備が、特に魚座や肴屋(魚問屋)の整備(真鶴村では小田原御肴屋給分として、年に金二分ずつ、毎年御肴屋方へ納入している。この肴屋給分は、水揚げされる魚の集荷や販売が、肴屋を通し確実に実施されることへの補償金であろう)により、各漁村から水揚げされる魚の集荷と販売が組織的に行なわれるようになったこと、小田原が城下町・宿場町として発展し、そこに集住した人々が必要とする魚の需要が飛躍的に伸びたこと、さらに漁業そのものが魚座や肴屋(魚問屋)の持つ資本力を背景に、たとえば漁師への資金貸付金を通じて、肴屋(肴問屋)が直接漁業活動に参入するようになったこと、より資本力のある江戸肴問屋が一手に漁獲物の江戸廻しを図るため請浦の獲得に乗り出すことなどが理由として発展したものである。そうし

た漁業の発展が勢い漁獲高の減少に現れ、漁そのものが薄くなるという状況に見舞われ、運上金の減少にも現れたのである。その時期が、江戸中期であることを表5は物語っている。

田広与次兵衛の小肴十分一は、一七六二年（宝暦十二）から一八四四年（弘化元）までのおよそ八〇年間、与次兵衛が尻掛浦で請け負った鰯網運上金及び小肴十分一運上金を書き上げた史料（『資料編』近世No.72）の中に記載される一八一一年（文化八）を初見とする。では、文化八年にはじめて小肴十分一を請け負ったのかといえはそうではなく、記載によれば「小肴十分一金、是迄は年に金四両壹分宛相納候得共、年々不漁に付、御減少願致し候所、御聞濟被下願之通年々金貳両ツ、に被成候に付」とあるように、文化八年以前すでに与次兵衛は小肴十分一を請け負っていたことが知られる。ただし、いつごろからこの小肴十分一を請け負っていたかについては、史料が残っていないため詳しくはわからない。与次兵衛が鰯網運上を請け負い、運上金を最初に納入するのが一六三八年（寛永十五）（『資料編』近世No.69）とあるところから、恐らくこの鰯網運上を請け負ってすぐに小肴十分一を請け負ったものと想像される。小肴といわれる漁獲物は、きす・甘鯛・石鯛・むつ・かさご・ほうぼう・いわし・鰯などであると考えられるが、一七〇二年（元禄十五）与次兵衛は、四艘張り網の操業時に必要とされる網船「大尻船」を造り直している（『資料編』近世No.66）ことから、鰯網漁の合間に別の網漁にも携わっていたことが十分に推測されるのである。

ところで、与次兵衛の請け負う小肴十分一も文化八年当時、すでに年々不漁続きであることから運上金額の減免を願い、その結果、この年から運上金額は、年に四両一分から年に二両という大幅な減免を勝ち取っている。こうした請負運上金が減少する背景には、漁獲高そのものの減少が、前述した理由から小肴類まで及んでいると考えられるのである。以後、文化八年に改訂された小肴十分一運上金額は、一八四四年（弘化元）に至っても同

額のままであった。

第四節 海の諸相

出稼ぎ漁民の統制

真鶴尻掛浦の鰯網漁の特徴に、従来、地元漁民の漁獲対象になっていなかった鰯を、鰯の回遊に合わせて尻掛浦に鰯が回遊する時期にのみ漁をしたこと。鰯漁を効率的に行なうため、それまであるがままの地形を利用した漁場を荒磯の整備、回遊筋の山林・畑への松木の植林、魚見場や納屋の設置などを通して積極的に漁場を開発したこと。鰯漁にあたる漁民に与次兵衛の出身地である紀州から熟練した漁民を鰯の回遊時期に合わせて呼び寄せ、漁を行なっていたことなどをあげることができる。こうした特徴は、与次兵衛の鰯漁が商業活動として意図されたものであることを物語る。

真鶴における鰯網漁開発の経緯について、「尻掛浦鰯網由来記」(『資料編』近世No.65)に「江戸下向にあたり風待ちのため真鶴に逗留していた折、鰯の群れを見て鰯網漁を思い立った」とあるが、以後の与次兵衛の尻掛浦に対する積極的な投資経過を見る限り、鰯漁は与次兵衛の商業活動の一環であったと想像されるのである。また、こうした与次兵衛の活動を積極的に支援したのが紀州藩における出稼ぎ漁民の奨励策であろう。

一七〇二年(元禄十五)正月の「船網諸道具等歳数覚記」(『資料編』近世No.66)には、鰯の回遊時期に合わせて行なう鰯網漁時に、与次兵衛の出身地紀州藩からの出稼ぎ人が、紀州藩江戸中屋敷御会所を経由して尻掛浦へ出張している様子が知られる。

紀州藩中屋敷では、これら出稼ぎ人の出入りを江戸中屋敷御会所にしつらえた帳面に記録し、把握するよう努

めていた。たとえば元禄十五年、出稼ぎ人吉兵衛は二月二十六日に紀州から下り、同十六年六月十三日に帰国していることが中屋敷帳面の記載を通して判明し、また同十六年の二月十二日には与次兵衛をはじめとして、出稼ぎ人瀬十郎・治兵衛・喜兵衛の四人が紀州を出て尻掛浦へ下り、その年の十一月八・十三日にそれぞれ帰国していることが判明する。このように以後の記録を見ると、多くの場合出稼ぎ人は二月や三月、遅くとも四月までに紀州を出て尻掛浦に下り、年内十一月あるいは十二月までには紀州へ戻るといふ形態を取っていたのである。こうした出稼ぎ人の動向は、鰯網漁の漁期に対応した出入りと考えられると同時に、紀州藩江戸中屋敷帳面の記録から、宝永期ころまでは出稼ぎ先での越年は禁止されていたと見ることができる。ところが、享保期（一七一六～三五）になると、紀州から尻掛浦へ下る時期は次第に早まり、十月や十一月あるいは十二月までに紀州から下り尻掛浦へ入る例が多くなり、越年出稼ぎが普通になっていく傾向にあった。前述した出稼ぎ先での越年禁止が、この享保期ころから崩れはじめていたことをうかがわせる。ともあれ、紀州からの出稼ぎ人は、一度は紀州藩中屋敷に立ち寄り国元からの出国を確認され、帰国するときも江戸中屋敷を経由して国元へ帰るといふ条件を課せられているのである。ちなみに、毎年紀州から真鶴尻掛浦に下る出稼ぎ人は、平均して四、五人にのぼり、時に六、七人の紀州漁民が国元を離れ、尻掛浦に出稼ぎに来ていたのである（遠藤勢津夫「相州尻掛浦の鰯網漁―近世における上方漁法伝播の一例―『真鶴』第15号」）。彼ら出稼ぎ人は、いわば鰯網漁のプロであり、国元で鰯網漁の経験を十分に積んだ熟練した漁民たちである。そして尻掛浦の鰯網漁は、彼ら出稼ぎ人の指揮なくしては成り立たなかったのである。

ところで、江戸時代は勝手気ままに移動することを厳しく制限された時代でもある。出稼ぎ漁民により国元へもたらされる利益を相殺しても、領国内の漁業活動を維持・発展させるためには出稼ぎ人のある一定程度の規制

や制限、さらに統制は必要なこととして存在した。したがって、紀州藩では自国から他国への出稼ぎ人を前述した江戸中屋敷で把握することに努め、出稼ぎ人の把握を中屋敷御会所帳面にその出入りを記録することで、ある種の規制と統制をはかっていたと考えられる。では受け入れ側の出稼ぎ人に対する統制あるいは支配はどのような行なわれていたのであろうか。小田原藩の出稼ぎ漁民に対する具体的な対応は、出稼ぎ漁民たちの宗門改めと仮旦那寺を設定する手続きの中に見て取ることができる。

一七六五年（明和二）十二月、真鶴村での代表的な出稼ぎ漁民である鰯網漁に従事する与次兵衛と、鯛長縄漁に従事する与七郎に対し、小田原藩寺社奉行所は真鶴村の名主半左衛門を呼び出し、先の兩人とその一統に対し、宗門改めにつながる仮旦那寺の設定に関する調査を行っていた（『資料編』近世No.14）。当時、小田原藩では国元を離れた出稼ぎ人が領内に立ち入る条件の一つとして、仮旦那寺を設定するよう義務づけていた。代表的出稼ぎ人である与次兵衛・与七郎とその一統に対し、当時の小田原藩は彼らの仮旦那寺の有無を正確に把握していなかったようで、この時はじめて真鶴村名主を小田原へ呼び出し、彼らの仮旦那寺を問いただしている。これに対し名主半左衛門は、与次兵衛・与七郎の仮旦那寺が福浦村了善寺であることを返答している。

ところで、小田原藩における仮旦那寺の決定は、その設定に先立ち、まず出稼ぎ人の国元の旦那寺から出稼ぎ先で仮旦那寺となる寺へ、仮旦那寺を依頼する証文を必要とした。こうした証文を与次兵衛・与七郎とその一統は、国元旦那寺より取り寄せていなかったため、小田原藩寺社奉行は、この時点で改めて取り寄せることを命じる。翌明和三年、与次兵衛は紀州国元海士郡大崎村願称寺から福浦村了善寺宛の依頼証文を取り寄せ、まず寺社奉行所へ報告し、続いて了善寺へ渡そうとする。ところが、この依頼証文の文言に、「右のもの（与次兵衛とその一統）ども、その御地に住居の内は、貴寺旦那に成し置かれ下さるべく候」とある文言について、小田原藩地

方御役所は「与次兵衛・与七（郎）義は商売につき、この方へ罷在り候ところ、住居と致すこと成り難く」として文言の訂正を求めた。結果、「右の者ども商売体につき、その地に逗留致し罷在り候あいだは、貴寺旦那に成し置かれ、万一の儀もこれあり候節は、直ちにお取り納め下さるべく候」と書き換えることを条件に仮旦那寺が認められた。この書き換えに至る経緯を見ると、あくまで与次兵衛ら出稼ぎ人は小田原藩にとって一時的な「逗留者」であり、しかも万一のことがあった場合には、仮旦那寺すら取り納められる者としてしか位置づけられていないことが知られる。同年、同じ出稼ぎ人鯛長縄与七郎の寺請け証文においても、与次兵衛の事例は踏襲され、与七郎の国元である泉州堺新在家町明現寺の仮旦那寺依頼証文には与次兵衛同様の文言が付され、与七郎の仮旦那寺了善寺へ送達されたうえ、改めて了善寺から小田原藩寺社奉行所へ仮旦那寺請負の願書が提出され認められていた（『資料編』近世No.15）。

出稼ぎ漁民とはいえ、与次兵衛・与七郎は、その資本力を背景に領内漁民では成しえなかった大規模漁業に参入し、毎年多額な連上金を納入していた。こうしたことから藩側も再三、藩主の小田原帰城や江戸参府に際し領民ではないこれら出稼ぎ人の出迎えや見送りを許可したり（『資料編』近世No.16・21、『真鶴町指定重要文化財総覧』上巻参照）、あるいは藩主の大坂城代・京都所司代・老中等の就任祝いを理由に冥加金の献納を募ったり（『資料編』近世No.18・19）して密接な関係を保とうとしたのである。また、出稼ぎ人たちも藩側の要求をできるだけ満たし、それによってそれぞれが経営する漁業活動の円滑な運営に役立たせていたものと考えられることができる。

石材業と岩の漁業

岩村の漁業で特筆されるものは鮑漁である。「永代日記」一六五四年（承応三）六月十二日の条には、岩村での鮑運上が江戸小田原町問屋酒井加兵衛、安針町問屋甲斐源左衛門の兩人を請人に、一か年鮑三六五貝で久兵衛・長五郎に落札されていることが記載されている（『資料編』近世No.24）。岩村の

鮑漁の歴史は古く、一五七一年（元亀二）及び一五八一年（天正九）には、新造の鮫追船にかかる諸役免除の特権を得ていることが知られる（『資料編』中世No.38・40）。鮫追船は鮑漁に従事する「かつぎ」衆を鮫から守る目的の船であるといわれ、近世では天当船と呼ばれた。したがって、この鮫追船・天当船の存在は鮑漁が行なわれている証拠でもあった。

岩村の生業の中心は石切り稼ぎである。江戸初期、江戸城の構築あるいは江戸城下の建設、江戸に集住する諸藩江戸屋敷の石の需要に応じるため、岩村を中心にしたこの地域の各所に石切り出し場が設けられた（第二章第一節「江戸城大普請はじまる」「真鶴の大名丁場」の項参照）。切り出された石は、海上輸送により廻船や石の専用積み出し船である丸木舟を使用して、多量に積み出されていた。その理由は、この一帯から産出する石が良質であったこと、なによりも江戸に近かったこと、石材の運搬には効率的な海上輸送に、漁業の発達したこの地域の船と湊施設が利用できたことなどによる。ただし、石切り稼ぎは、石需要の増減と密接に関係し、隆盛と衰退を常に繰り返していたといわれる。江戸城構築・江戸城下の建設などにより、岩村は寛永期を境に生業の中心を漁業から石切り稼ぎに移し、漁職は一時的な中絶期を迎えることになる（第二章第二節「石丁場経営の低迷」の項参照）。幕府・諸大名は、伊豆半島東海岸一帯、特に相模湾西部各村々に「丁場」といわれる石切り場を設置し、各村々村民は、挙げてこの石切り稼ぎに従事したのである。しかし、こうした石需要の活況も長くは続かなかった。江戸城の完成、江戸城下町の建設が一段落する江戸中期以降は、その需要も下火となり、石積み出し量の減少と共に、石切り稼ぎそのものが次第に衰退し、薪商売や日雇稼ぎなどに従事し、それでも生活が成り立たない場合は石工道具類を売り払ってまで対応をはかるなど、石切り稼ぎに加わる村民の生活は深刻な状態に陥っていた（『資料編』近世No.82）。ただでさえ耕地の少ない、また、あっても畑がちなこの地域の石切り稼ぎ人に

多大な影響を与えていたのである。こうしたことから、一時的な絶状態にあった漁職の再興を願い、岩村は願書を提出することになる。漁業再興を願う一七一五年（正徳五）十月の願書「乍恐口上書を以申上候」（『資料編』近世No.34・35）には次のようにある。

一 岩村小百姓・無田・店借りの者まで、近年は諸石一円商事御座なく候、殊に、米や雑穀共に高値であるため、村中が困窮し渡世を続けられぬ程である。薪商売を行なうにも薪を切れる山はなく、炭焼きや馬草を刈る山ばかりである。この上、売りに出る雑穀類が下値になるようでは、石切り稼ぎだけでは年貢はもとより諸役も勤めにくい。畑作の収穫も少なく、村中の足しにもならない。鮑取りの者達五、六人はいるが、この者達だけでは運上金を上納するまでには至らない。だからといって、新しく「かつき」を仕立て鮑取りをさせるにしても、「かつき」は素質のある者でなければ稽古も難しい。また、「かつき」を三崎や城ヶ島から十二、三人を雇って鮑を取らせても、雇の「かつき」のため、稼ぎの大半は出身地に送られ、岩村の潤いにはならなかった。そこで岩村地先の海で漁業を開始したい旨の願書を提出したが、真鶴村は自村の漁業に差し障るとしている。

一 岩村は、石の切り出しが盛んな時、渡世も成り行くため漁業は行なわなくても良かった。操業願いをするのは、現在、それ以外に生活して行くことが出来ないからである。

一 真鶴村は今まで岩村支配の浦へ来て漁を行なっている。同じ小田原藩領であることや岩村が操業していないことから真鶴村の者達に操業を許していた。この度、岩村浦で漁業を行ないたいという願いは、何も真鶴村まで行って操業したいとはいっているのではない。岩村支配の岩村浦で操業することが真鶴村の漁業に差し障るというのでは承伏できないことである。

一 岩村支配の浦でも漁業ができないというのであれば、そうした証文等を真鶴村は持っているのか尋ねてほしい。

一 この度、操業願いをする岩村は、生活が成り行かず、稼ぎもない状態である。困窮し村中が必至と難儀している。こ

の上、藩へ対しお救いなどの儀も申し上げず、ご厄介にならぬように操業を願ひ出たのである。したがって、岩村でも漁業が出来るように偏にお願いしたい。ご慈悲を以て許可してくだされるならば、永く村中のお救いと有難く思います。

古来、真鶴村と共に漁業を行なっていた岩村は、石需要の隆盛により長いあいだ漁職が中絶する状態にあった。石需要の減少から、江戸中期ころから挙げて村民は生活に事欠く状態に陥るようになる。そこで長く中絶状態にあった漁業の再開を古船・古網を調べてまで願ひ出ることになる（『資料編』近世No.34）。しかし、こうした願ひに最も神経をとがらせたのが真鶴村であった。真鶴村の漁職は、たとえ岩村地先の海であっても、岩村が石材業により生計を立て、漁業について全く関心を示さなかったために、同じ藩領分であることから数十年來、この岩村地先の海で漁業を行なってきた実績があった。そのため岩村の漁業の再開にいち早く異議を申し立てたのである（『資料編』近世No.36、詳しくは第二節「漁場をめぐる争い」の項参照）。真鶴村の異議申し立てに対し、反論を込め漁業復活を強硬に要求した願書が先に示した願ひ書きである。この願ひ書きは、ただただ岩村の窮状を訴え、漁業再開の正当性を主張したもので、異議を唱える真鶴村に対し、岩村の正当な主張を覆えせる証文などの証拠を所持するのとはまで言い放っている。真鶴村からのさまざまな異議申し立ても効を成さず、結果的には岩村の漁業は復活し、岩・真鶴両村の入り込み漁業としてほどなく再開される（『資料編』近世No.43）。しかし、真鶴村にとって岩村地先の海で永年にわたり培った操業の既得権が、石材業の不振ということから、漁場の共同使用を通して明け渡さざるをえなかったとすれば、狭い漁場がより狭くなることにもつながり、競合することによって漁そのものが薄くなる状態は真鶴村側にとっても、是非、避けたいことの一つであった。なぜなら、この時期を境に漁影豊富といわれた相模湾西部各浦の漁獲量も次第に薄くなりはじめていたからである（『第三節』着

十分一運上と御菜運上」の項参照)。

一七一五年(正徳五)の岩村の漁業再開後、「石切り漁師入交り渡世」するとあるように、時に石切り稼ぎで生計を立て、あるいは漁師として漁業に従事する生活が岩村では続いていた。また、石切り稼ぎも一七四一〜四三年(寛保年中)ころから段々江戸表の石値段も上がり活況を呈するようになり、次第に漁業活動から手を引き、追い追元石切り稼ぎに立ち戻っていくようになっていた。

一八四四年(天保十五)正月、岩村は石の好況からしばらく手を引いていた漁業活動を再開したい旨の願書を提出することになる。この時期の石切りは、永年にわたり石の切り出しを行ってきたことから、石を産出する山が次第に少なくなっていたという。ちなみに最盛期、石を切り出せる場所は三五〇か所あったものが、天保期では三〇か所と急激に減少していた。たとえ産出できる山があったとしても、その山は積み出しできない場所や居住地域から遠く離れていて、新規に丁場を開こうにも費用がかかるだけで実際には石が出ないことも起こっていた。またこの時期、江戸表の石仕切値段も下落し、江戸へ運ぶ運賃ほどにしかならなかったことなども石切り衰退の原因になっていた。稼ぎの方途を断たれた岩村民は生き残りをかけ、正徳期同様、石切りと漁業の両方の稼ぎで急場をしのぐとして漁業の復権を再度試みるようになった。永年漁業を休止状態にしてきたところから、岩村はひとまず地先の海の漁業権を持つ真鶴村に相談を持ちかけるが、岩村からの相談に対し、真鶴村は一向色よい回答をしないままだった(『資料編』近世No.43)。四年後の一八四八年(嘉永元)九月、岩村は再び漁業の再開を願ひ出る(『資料編』近世No.44)。この願ひは、一八四四年(天保十五)正月提出の願書がそのまま五年預かりとなり、一八四八年(嘉永元)八月取り上げにならないと決定された後、改めて九月に前回とほぼ同じ内容で提出されたものであった。しかし、この願書も結果的には前回同様取り上げとならず終わっていた。

繰り返しになるが、岩村は主たる生業を石の産出とその商いに持つ村である。さらにその石材産業は、幕府をはじめ小田原藩など諸藩の統制下にあり、自由な活動は制限されたものである（本多康宏『小田原地方の漁業史』）。したがって、幕府をはじめ小田原藩等諸藩の動向と石需要の盛衰の影響をともに受けざるを得ず、加えて明治の激変は、単に石工業が薄商いになるというような単純なものではなかった。生き残りをかけた岩村の漁業の復権願いは、天保十五年以来すでに二五年を経過していたが、今もって取り上げられず許可されていない。

漁業再開に向けた岩村の願いは、勢い逼迫したものにならざるをえなかったのである。このころから毎夜、岩村の多くの村民は集会を持ち、善後策を論じるまでになっており問題は深刻であった。従来の正規な願いの筋は、村民↓村役人（名主）↓小田原藩浦方役所という法に則った手順であった。しかし、世情の激変により、そうした旧法に則ってはもはや解決不可能な状況にまで追いつめられていた。村民の大半は戸締めしたうえ村を出て行く者さえ現れる。連夜開かれる村民集会は「涙談」と化し、一つの方法を編み出すことになる。それは、村役人に頼らず小前一同の総意である「漁業復活の願い」を村民の中から選び出した者に託すことであった。一八六八年（明治元）十二月の「対談書之事」（『資料編』近世No.46）には、岩村小前総員の意思により、訴願提出の代表に伴右衛門と組頭庄右衛門を選び、「どこまでも出訴して、岩村の願いを押し通して」くれるよう、また「村代表として出訴した伴右衛門・庄右衛門がもしも、お上のとがめを受けて身柄を拘束されるような事態が起きようと、小前全員が自分たちの食事を毎日一杯ずつ減らしてでも（残された）妻子を養う」からとの申し合わせをする様子が伝えられている。翌一八六九年（明治二）、前年岩村村民一二一人の総意として選ばれた伴右衛門と庄右衛門は、改めて長文の自村海面だけの「漁業鑑札願い」を提出するのであった（『資料編』近世No.47）。それによれば、岩村と漁業のかかわりは、今を去る六九〇年前の頼朝公以来のものであり、近年の石商い減少と道中

助郷役の超過負担が村民の生活を圧迫していること、そうした状況を脱するためには旧来中絶していた漁業の復権しかなかったことを訴えている。こうした一連の史料は、幕末期、石材業の衰退から、生活を続ける上で岩村の切羽つまった様子を如実に物語っている。

宝暦四年請 江戸中期以降、小田原藩の財政状態は、一七〇七年(宝永四)の富士噴火による領内一帯の降灰被害を契機に悪化の一途をたどることになる。領内荒地は替え地となった五万六千石をはじめとして、降灰の影響による酒匂川の堤防決壊と田畑の流失は、領内一帯に広がったといえる。被害甚大な領地の代替

地を幕府から与えられたものの年貢収入は減る一方で、小田原藩財政は破綻寸前の危機的状况にあった。一七一四年(正徳四)には、小田原宿の西隣板橋村より出火した火は、小田原城下へ飛び火し、本町の問屋に留まっていた大坂三度荷物の金銀一万三〇〇〇両を焼失、問題化することまでも起こっていた。一七二七年(正徳二)、小田原藩は藩士の俸禄を一律に半減する政策を打ち出す。苦しい財政を藩士の給料を半分にすることで賄おうとしたのである。以後、小田原藩ではこの半減が基準となり、毎年の給料は前年の年貢の増減によって、半減のさらに何分何厘と決められ支給されることになっていく。そしてさらに、一七五四年(宝暦四)段階では、小田原藩は在方あるいは城下町商人の中から一五人を選び出し、藩財政の賄方を命じるまでになっていた。ちなみに小田原藩賄方を命じられた一五人の在方・城下町商人は、領内西郡大沢村与兵衛、高田村□□、豆州田賀郡小山村太郎右衛門と新宿町古道具屋関本屋左五兵衛、万町海風権三郎、同町柏屋幾左衛門、青物町甲州屋久五郎、同町樋口屋籐兵衛、高梨町薬店帯屋善右衛門、宮前町薬店熊沢六郎兵衛であった(『資料編』近世No.70)。こうした苦しい財政難と藩士の俸禄一律半減は、藩士の志気にも影響を与えていった。政務に携わる藩士の賄賂は普通のこととなり、村々に対して一時的に貸し付けられる公金の融通は、係役人が勝手に手数料を取るまでになるとい

乱脈ぶりであった（岩崎宗純・内田哲夫・川添猛編『西相模の史話を探る』）。そうしたなか、与次兵衛が寛永十四年以来、長年請け負い続けてきた鰯網漁尻掛浦の「請浦替え」問題が、突然、浮上したのである。

一七五四年（宝暦四）三月二十三日、与次兵衛は小田原に突如呼び出され、「前々、これまでその方が営業してきた尻懸浦の鰯網の儀につき、この度、ほかより望む者がいる。その請負条件は、運上金が一か年に一五〇両、そのほかに敷金として七〇〇両を差し上げる。敷金の利足は一か年に五歩として三五両、この金を納入する運上金から差し引き、一か年一一五両を運上金にして七か年の請負を願ひ出る者がいる。来年（宝暦五年）から、その者に請け負わせるので心得る」とようにと申し渡される。こうした水面下の動きを全く知らなかった与次兵衛は、運上金の額、加えて請浦請負の担保として納入される敷金の額ともに甚だしく大金であることから即答できず、この時点では「兄弟共へ相談し、何分にも請浦請負を願ひ出る」ことになるであろうというのみで退出せざるを得なかった。三日後、与次兵衛は、漁獲する漁獲物の販売を通して密接な関係にあった付商人Ⅱ肴問屋を頼み、尻掛浦鰯網漁の今後の相統請負願いを申し出る。

当時、与次兵衛が捕る漁獲物の販売は、小田原青物町松坂屋清五郎、江戸本船町肴問屋伊勢屋吉兵衛、同三河屋長兵衛の三人が一手に握っていた。したがって、この時の願書は、与次兵衛とこの三人の付商人により提出されたものである。この三月二十六日の与次兵衛の願書は、三日後、下げ渡されるという結果に終わり、以後「何のご沙汰もない」という状況にあった。四月二十八日、再び与次兵衛と付商人は願書を提出する。その願書の内容は、三月二十三日に呼び出され、他請負主に請け負わせるといわれた他請負主と同じ条件で、すなわち、運上金額一五〇両、敷金七〇〇両で継続して請け負いたいというものであった。しかし、藩側は「前々運上を増すように命じた際、運上金を増加せず、この度、他から請負を望む者がいて、はじめて他請負主の条件と同じ条件で

継続を願うのは、理由にならない」として、再度願書は下げ渡しになってしまふ。

これまでの与次兵衛は、鰯網漁にすべてをつぎ込み網一つ、諸道具一つとっても残らず鰯網漁にかかわる物であり、鰯網漁以外の漁には使えない鰯網漁一辺倒の経営であった。したがって、これまで与次兵衛が営々と積み上げてきた鰯網漁に投資される諸事業、すなわち、鰯網漁に使用される諸道具を入れる漁師小屋、波よけ石垣の築立て、荒磯の整備、魚見の設置、鰯回遊筋への松木の植栽と、それに要する山林や畑の購入など一切の諸事業は、鰯網経営の必要から生まれたもので、鰯網漁を取り上げられることは、与次兵衛をはじめ親類まで大勢の者たちが食えない状況に陥ることであった。さらに、与次兵衛と密接な関係にある付商人Ⅱ肴問屋の経営にまで影響が及びかねないものである。付商人Ⅱ肴問屋と与次兵衛の関係は、与次兵衛が捕る漁獲物の全量、あるいは一部を付商人Ⅱ肴問屋が一手に引き受け、売りさばく関係にあった。そしてこの関係は与次兵衛に、付商人Ⅱ肴問屋が、船の建造資金や網・船具などの諸道具を購入する資金を提供するなど、さまざまな形での見返りを得ることができる関係であり、双方の間で持ちつ持たれつの関係ができあがっていたのである。したがって、与次兵衛は鰯漁を行なうにあたって、付商人Ⅱ肴問屋の資本力を背景に取りそろえた船・網などを使い漁を行なうため、投資主である付商人Ⅱ肴問屋に漁獲物の一手販売を任せる場合が多かったのである。この時期、与次兵衛は、先の付商人Ⅱ肴問屋から借り入れた仕入残金等も多くあり、与次兵衛が鰯網漁から手を引く状況になれば、双方の身上が立ちゆかなくなる場合も想定されたのである。こうした状況が重なって、江戸表肴問屋ともども数度におたり鰯網請負継続願いを提出することになるのであった。

この「請浦替え」のその後の動向は、史料制約にもよりどのような経過をたどったのか判然としないが、与次兵衛がその後も尻掛浦請浦運上金を納入していることから、他に請浦替えされず、今までどおり与次兵衛の継

統請負が成功したことは確かなようである。がしかし、その請負の条件は、運上金一か年一五〇両、敷金一六〇〇両という法外な金額を請負条件にするという今まで以上の過酷な条件で請け負うというものであった。

ところで、宝暦四年「請浦替え」を画策し、尻掛浦の請負を望んだ他請負人とは一体何者であろう。後年、一八五七年（安政四）、この宝暦四年「請浦替え」問題について、小田原藩は御掛り江戸表を通じ与次兵衛に対しその経緯を尋ねている。それについて記録した史料には次のようになっていた（『資料編』近世No.70）。

当初、尻掛浦の「請浦替え」を画策した人物について小田原藩は、与次兵衛がその名前を尋ねても秘匿して明らかにしていない。その後「請浦替え」願いの人物は江戸深河藤次郎という者であることを明かす。そして、発端の願い人は、江戸肴問屋のうち四日市左内町茶屋長兵衛であること、さらに長兵衛と共に一味し、尻掛浦鰯網場を競り取るよう動いた真鶴村村民一五人がいることなども次第に明らかになっていった。「請浦替え」願書は、はじめ茶屋長兵衛の意を汲んだ真鶴村村民一五人により出願されるが、この一五人の願書は取り上げられなかった。そこで茶屋長兵衛は、前述した苦しい藩財政の賄い方を命じられた在方及び城下町商人一五人の中から帯屋善右衛門、関本屋左五兵衛、樋口屋藤兵衛、甲州屋久五郎、小山村太郎左衛門の五人を頼み、法外な敷金を藩に差し出すことを条件に、一度はこの茶屋長兵衛に請浦請負がほぼ決まったかに見え、真鶴村一五人の者たちも船や網を支度するまでになる。ところがこの茶屋長兵衛の試みは、江戸本船町肴問屋仲間の申し合わせに背くものとして、与次兵衛の付商人〓肴問屋である先の伊勢屋吉兵衛、三河屋長兵衛の両人が江戸町奉行所へ訴え出たところ、茶屋長兵衛の掟違反が証明され、長兵衛が持っていた問屋名代の取り上げ、肴商売の停止という事態に至り、その結果、「請浦替え」は成らず、与次兵衛へ今までどおり、敷金七〇〇両を条件に尻掛浦請負が許可されることになる。一見、落着いたかのように思えた「請浦替え」問題も、敷金一六〇〇両で新たに深河藤次郎が願

い出たところから、与次兵衛に改めて敷金一六〇〇両が打診され、やむをえず敷金一六〇〇両を受け入れ請負が継続されたのであった。以上が、「請浦替え」問題の経緯である。

こうした問題の生じる背景には、小田原藩財政の逼迫した状況を抜きに論ずることはできない。この時期、田畑からの年貢の増収は既に望めなくなっていたといえる。年貢の増収は、もはや領内での諸営業にかかるさまざまな年貢の中から図らざるをえない状況になっていたのである。その結果、藩は与次兵衛に再三運上金の増額を命じる。しかし、種々の理由からその要求に与次兵衛は十分にこたえておらず、むしろ運上金額は逆に、この時期減少傾向にあったとさえいえる（第三節、「鰯網運上」の項参照）。こうした最中「請浦替え」の願い、それも運上金額の増額や新しく請け負う際の担保である「敷金」をとまなう願いであれば、鰯漁を占有できることを条件に願書を提出する者にとっても、またその提出先である藩にとっても利害は一致した。事実、小田原藩はこの「請浦替え」を契機に、鰯網漁請浦の運上金の増額を与次兵衛から勝ち取り、同時に「敷金」納入のきっかけを作ることに成功したのである。

「敷金」は、鰯網漁を請け負う際の補償金あるいは担保金の意味である。この敷金は一か年二分五厘の利足金を支払われる。「敷金」一六〇〇両の一か年の利足金は四五両である。この利足金は運上金額から相殺され、実際の納入運上金は、正規の運上金額からこの利足金を差し引いた額が納入されることになっていた。そしてこれらのことは、「敷金」預かり証文として与次兵衛に藩から与えられていた（『資料編』近世No.71）。

廻 船

江戸時代の海運は、今日私たちが想像する以上に大きな働きを担っていたといえる。その中心となり日本沿岸各地を走り回り、多くの物資を運んだのが廻船である。その大きさは、主要廻船などでは五〇〇石積み廻船から一〇〇〇石積み廻船、あるいは二〇〇〇石積み廻船などの大船が多く使用された

が、沿岸の小さな湊を回航し、その土地土地の物資を積み、そして各湊に下ろす廻船は、地廻り廻船といわれ、一〇〇石積みの小廻船からせいぜい五〇〇石積み廻船が主流で、ごくごく近廻りの廻船には一〇〇石積みの小廻船が多用された。

当初、こうした廻船が立ち寄る湊は、幕府が年貢米輸送などのため実施した調査にもとづいて書き上げた相模国内の湊を見ると、一六九〇年（元禄三）当時、東・西浦賀、上宮田、長井、秋谷、小坪、江之嶋、須賀の相州七か浦と称するごく限られた湊だけであった。それが商品流通の増大とあいまって、元禄期以降、廻船の出入りする湊は増加の一途をたどり、天保年間（一八三〇～四四）には、相模国内で廻船の出入りする湊は、二一か浦を数えるに至った（『新編相模国風土記稿』）。この二一か浦の中に真鶴村が含まれる。元禄三年の調査では廻船の立ち寄る湊として書き上げられなかった真鶴村ではあるが、一六七二年（寛文十二）の「真鶴村書上帳」（『資料編』近世No.1）には、水主一人乗りから三人乗り、帆数一六端（反）帆より八端帆の廻船が四三艘もあることを記している。また、「永代日記」一六七六年（延宝四）八月の項には、同月十二日この地方を襲った暴風雨により真鶴村の廻船八艘、岩村の廻船二艘などが破損した旨が報告されている（『資料編』近世No.31「廻船の遭難」参照）。したがって元禄以前も真鶴村にはすでにそれ相応の廻船が存在することから、比較的整備された湊が真鶴村にはあったと考えられている。同書き上げには真鶴湊は、広さは東西一五間、南北二五〇間、深さ二丈一尺五寸、湊口九〇間の湊であると記載される。ところがこの真鶴湊は、入り口が東南方向へ向いているため、当地でいう「いなさ風」といわれる東南から吹き付ける風により、大波が立ち湊の中で破損する船も度々起こるような湊であった。また、湊から東方向に日和山と名付けられた山がある。この山は、湊から出帆する時、船主や船頭がこの山に登って、風向きを見定める山として知られていたという。またこの山の湊側の磯辺を「は

表6 真鶴村の廻船数

	廻 船		小 廻 船	
	船数	役 金	船数	役 金
元文4年	3	4貫452文	1	546文
寛政5年	1	1貫482文	2	2貫756文
寛政10年			7	5貫182文
文化2年			2	1貫456文
文化8年			3	1貫744文
文政元年	1	97文	2	1貫486文
弘化元年		1か月分	1	121文
弘化3年			1	728文
慶応2年			3	1貫775文
慶応3年			2	1貫274文
				内1艘2か月分
				内1艘10か月分
				2か月分
				内1艘7か月分
				内1艘4か月分

*元文4年12月「未年の可納船役金之事」(『資料編』近世No.3)ほかより作成。

とば」といって、以前はここから江戸城石垣御用石が積み出されていたというのである。

ところで、廻船は帆走だけに頼っていた江戸時代の商船である。したがって、帆は推進力のすべてであるといって過言ではない。一般的に帆の材質は木綿であり、木綿帆が使われるようになるのは、木綿の生産が盛んになる一七世紀中ごろからである。廻船は、この帆の大きさを船の積石数が決まった。また、帆の大きさは何反帆という表現で決められたのである。つまり、船の大きさと帆の反数とはおよそ一定の関係になっていたということである(須藤利一編『ものと人間の文化史・船』)。ちなみに、一反とは帆を構成する最小単位の帆布のことで、長さは関係しなかったとある。また、帆一反の幅は、二尺五寸(七六センチ)のものがほぼ全国的に統一され使用されていた。

表6は、真鶴に存在した廻船数を「船役金割付状」をもとに作成したものである。それによると江戸期を通じて、真鶴村には何艘かの廻船が存在しており、廻船及び小廻船に区別されていたことがわかる。廻船と小廻船の区別は、恐らく帆の反数による区別であろうと考えられるが、「船約金割付状」を見る限りでは判然としない。なぜ

第3章 漁業の展開

表7 実積石数と帆の反数

実積 石数	帆の反数		
	前期	後期	末期北船
100	7	10	11
200	10	14	14
300	12	16	16
400	14	18	17
500	16	19	18
600	17	21	19
700	18	22	20
800	19	23	21
900	20	24	22
1,000	21	25	23
1,200	23	27	24
1,500	26	29	26

* 須藤利一編「ものと人間の文化史・船」より引用。

なら帆の反数一二端・一三端の廻船もあれば、帆の反数一三で小廻船と記載される廻船もある（『資料編』近世No. 3・5）。ただおおむね帆の反数一〇反以下、五反以上であれば小廻船、帆の反数一一反以上であれば廻船という大まかな区分は考えられる。またそのことは、船役金が五反以上一〇反までと一一反以上の廻船ではかかる船役金の額が違ふことから推察される。

ところで、真鶴村船役金割付状に記載される廻船・小廻船は、一体何石積みの廻船であったのだろうか。船役金割付状の記載からでは、それぞれの廻船・小廻船が何石積廻船であるかの記載は全くなく、各廻船の帆の反数が記載されるのみであった。割付状が役金を徴収するための史料であることから、また役金は帆の反数を基準に賦課されることから考えると、役金徴収に際して廻船の積み石数は問題にならないため、積み石数の記載がないのは当然といえは当然のことである。ただ、前述したように帆の反数と積み石数は一定の関係にあるため、真鶴の廻船についてその積み石数を想定することは可能である。一七三九年（元文四）の真鶴村の廻船は、船役金割付状から帆一二反・帆一三反・帆一七反の廻船が三艘と帆六反の小廻船一艘の計四艘があった。表7は帆の反数と船の実積石数を比較したものである。この表から元文四年当時を前期と考え、廻船・小廻船の実積石数を見れば、次のようになる。帆一二反は三〇〇石積み廻船、帆一三反は三五〇石積み廻船、帆一七反は六〇〇石積み廻船、帆六反の小廻船はおおよそ九〇石積みの廻船であることが知られるのである。六〇〇石積

み廻船といえど地廻り廻船の主力が四〇〇石積みとすれば大きい方の部類に入り、本格的な廻船とみることができ。しかし、江戸後期、寛政以降の真鶴廻船の主力は、その大部分が一〇〇石積み以下の小廻船であり、特に江戸後期、帆数の増加が必ずしも実積石数に反映されず、たとえ帆数一〇反帆であっても実積石数一〇〇石積み廻船（江戸前期では、一〇〇石積み廻船の帆数は七反で足りた）にしかならなくなることからも確かなことである。帆数一〇反以下の小廻船になれば、その乗り組みの水主もせいぜい四、五人というところであった。

では、廻船の積み荷にはどのようなものが考えられるのであろうか。真鶴の廻船に何が積まれていたかは、判然とはしない。荷物の送り状などの史料が残っていない現状では、廻船の海難事故による荷物の流失をきっかけとしてその積み荷の一端がわかる。登り荷の場合は、年貢米・御用材木・御用炭・御用薪・竹・塩うずわ・干し魚・塩鰹・鰹節・蕨・蔴。下り荷物の場合は、水油・ごま油・干鰯・瀬戸物・琉球・畳糸・煙草などがあげられる（『県史』資料編9近世(6)）。ただ、こうした積み荷は江戸も後期になってからのことで、寛文期「真鶴村書上帳」によれば、廻船の積み荷には、小田原・大磯・須賀村などから小船で運ばれた薪を真鶴浜に揚げ、廻船の下積みとし、その上に水切石・小角石・かんき石・栗石などの公儀御用石や諸大名の石を上積み荷物として運んでいたとある（『資料編』近世No.27）。また、「永代日記」一六六一年（寛文元）五月十日の条には、幕府より非常用として小田原藩が備蓄していた「御城米」を江戸浅草御蔵へ上納するため、石橋村喜兵衛船で米一一〇六俵余を運ぶのをはじめとして、真鶴村山之介船で一一〇〇俵、勘左衛門船で九〇〇俵、伊右衛門船で九〇〇俵も回漕していることが知られる（『資料編』近世No.27）。それぞれの船に一度で積む米の量が多いことから、それぞれの船は廻船であらうと考えられるのである。このように真鶴の廻船は、寛文期にはその荷物に真鶴一帯で産出する石や小田原藩御用米も積み荷として運んでいたことがわかるのである。

さて、同じ「永代日記」同年十月二日の条には、九人乗り真鶴村勘兵衛船が代金三五兩で、同年十月九日の項には、一二反帆・八人乗り真鶴村善兵衛船が三七兩で小田原藩御手船として買い取られており、それぞれ同月十日には多福丸、日吉丸と改名されていた。これらの船もその帆数や乗り組み人数から廻船であったと見ることができる（『資料編』近世No.28）。ちなみに一二反帆・八人乗り真鶴村善兵衛船は実績積み三〇〇石である。このように初期小田原藩では、藩主私用の船として、藩が自前で船を造るのではなく、既存の廻船をいくばくかの値段で買い取るようなことなども行なわれていたのである。

廻船の遭難

一六七六年（延宝四）八月、この地方を大きな台風が襲った。この台風は、八月十二日いっぱい雨を降らせた後、夜に入ってから南東の風雨が次第に強くなり、十三日朝まで吹き荒れたといわれ、その被害は、三河・遠江・駿河・相模の四か国に及んだことが知られている（神奈川県『神奈川県災害誌』）。

この時の被害を小田原藩領内でまとめてみると、潰れ家三七一軒、死者二人、倒木数一五一本、領内で破損した廻船数一五艘と記録される。この破船数一五艘のうち、一一艘については小田原藩領内の真鶴・岩・門川の各村が持つ廻船で、この破船の状況を伝える史料が「永代日記」に残っている（『資料編』近世No.31）。それによれば、被害にあった真鶴村の廻船は八艘、岩村の廻船は二艘、門川村の廻船は一艘となっていた。これら一一艘の破船状況を見れば、表8のとおりである。廻船は四人乗り組みが源兵衛舟・半兵衛舟の二艘、五人乗り組みが善兵衛舟・真鶴村勘右衛門舟・喜兵衛舟の三艘、六人乗り組みが万右衛門舟・奎兵衛舟・久作舟の三艘、八人乗り組みが八左衛門舟・市左衛門舟の二艘、一人乗り組みが岩村勘右衛門舟一艘であった。一概に、乗り組む員数によりその廻船の大きさを特定できるわけではないが、参考までに「岩村船役金割付状」に示される乗組員数と帆

表8 延宝四年八月 廻船破損状況

村名	船 主	乗組 人数	破 損 状 況	流 失 状 況	問屋主
真 鶴 村	八左衛門舟	八人	表のほり両方とも 釘め離れ	伝馬舟1、鉄碇2、 綱	
	万右衛門舟	六人	水戸様屋敷角打ち 上げ		弥平次
	善 兵 衛舟	五人	垣廻り小損	碇1、綱	
	市左衛門舟	八人	垣廻り大損	伝馬舟1、鉄碇、綱	
	圭 兵 衛舟	六人	おもかち木破損		
	源 兵 衛舟	四人	垣廻り、みよし共 に残	伝馬舟、木碇・鉄碇 4	留兵衛
	久 作舟	六人	とものまむき不残	伝馬舟1、木碇・鉄 碇4	
	勘右衛門舟	五人	台垣廻り大損	伝馬舟1、綱碇6、 積み荷石捨てる	
岩 村	勘右衛門舟	十一人	とも・垣廻り損じ	伝馬舟2、鉄碇2、 綱	
	半 兵 衛舟	四人	垣廻り大損	伝馬舟1	
門 川 村	喜 兵 衛舟	五人	垣廻り不残、とり 舵破損	鉄碇2、綱	小兵衛

*延宝4年8月、「昨十二日の夜風雨ニ付破損舟之覚」(『資料編』近世No.31)より作成。

の反数との関係から廻船の大きさを
想定すれば、四、五人乗りの廻船で
は帆の数が七、八反で一〇〇石積み
未満の小廻船、乗り組員数八人を
超える廻船はその反数一〇反前後で
おおよそ百石積みぐらいの廻船、乗
組員数一人では一七、八反帆ぐら
いで四、五百石積み以上の本格的な
廻船と見ることが出来る。これら廻
船の被害の中では垣廻りといわれる
部分の欠損や流失が最も多く記録さ
れる。垣廻りは「垣立」といわれる
部分のことで、檣などの角材を組み
合せて欄干状に造り、欄干状で隙
間があっても、波はここで止められ
船内に入ることはなかった。この垣
立で有名なのが江戸と大坂を結ぶ檣
垣廻船で垣立が菱形の格子となって

いることから名付けられたという。「台」は垣立の最下部の縦通材のことで、いわゆる船べりで全部の船梁を連結される重要部材である。このほか、船首材である「みよし」の破損流失、また、流失した船具では伝馬舟・碇・綱類がそのほとんどを占め、伝馬舟だけでも八艘を流失させていた。当時、それぞれの廻船が何を積んでいたものか、各廻船が沈んでいないために破損物・流失船具が記録されるのみで詳しくはわからない。破船沈没した場合は、積み荷が流失することから、また、遭難した場合は、垣立の破損から浸水し水船となって海面を漂うことから、その後の沈没を免れるため、しばしば積み荷を海に投げ込み、船を軽くすることで沈没を免れようとする。したがって、破船や沈没した場合、おおよその積み荷を推し量ることが可能であった。破船した廻船でその積み荷の一部について知ることができる船は、真鶴村勘右衛門舟が積んでいた石だけであった。

小田原藩では領分浦々が所有する廻船に関連して、一六六二年(寛文二)七月、御船奉行と船頭に対し、浦水主の私用禁止、船積み人足・片浦人足使用の配符、船頭の陸路往來の際の舟奉行手形所持などを義務づけた条文を領内各浦々へ発布している。このことから、領内廻船は船奉行により統括されていたことが知られる(『資料編』近世No.30)。ところで、領内廻船の多くは小廻船といわれる比較的小さな一〇〇石積み前後の廻船が主力であった。これら小廻船は別名地回り廻船ともいわれ、相模湾各浦々湊を回航して荷の積み下ろしを行ないながら江戸湊へと入り、江戸から相模湾各浦湊を経由し真鶴に戻るといふ具合であった。したがって、主要湊には真鶴村の廻船の便宜をはかるため、廻船宿が設けられていたことも知られる(『資料編』近世No.32)。三崎は相模湾内の主要な湊の一つに数え上げられるが、この三崎湊に真鶴村の廻船宿があり、時化で御手船や領内廻船が遭難破船しそうな場合や日和が悪く風待ちなどのため三崎湊で逗留する場合などには、これら廻船宿が種々世話したとある。

真鶴・岩の廻船が、相模・伊豆など近距離の各湊を回航するだけの廻船かといえば、必ずしもそうではない。廻船乗り組み船頭・水主が一〇人を超えるような廻船は、その乗組員数により、その帆の反数も十七、八反帆、時に一九、二〇反帆ぐらいの廻船と考えられた。そして、この反数に相当する廻船となれば、江戸初期の廻船で六〇〇石く九〇〇石積み程の廻船になり、これほどの廻船であれば内浦を回航するだけでなく外洋を航海することも可能であった。こうした地回り廻船とは比較にならない大きな廻船も真鶴・岩には存在していたのである。一六八二年（天和二）六月、船頭・水主合わせ一三人が乗り組む岩村清兵衛舟は、南部米を仙台石巻湊から江戸へ回漕する仕事請負人へ船貸しされ、岩村を出帆した。この清兵衛舟は、一三人も乗り込む船であることから、少なくとも六〇〇石を超える廻船であったと見ることができる。この廻船が東廻りで石巻へ向かう途中鹿島灘に差し掛かったところで時化のため帆柱を失い、垣立廻りを流失し、船尾の下艫を破損させ、さらに梶を流失させ二〇日あまり漂流したのち、蝦夷地（北海道）へ漂着したこともあった（『資料編』近世No.33）。

このように真鶴・岩の廻船も、時には近隣湊を回航するだけでなく東廻り航路へ出向き、回漕に従事することがあったのである。

肥やしの 鯛長縄漁を慶安年中（一六四八～五一）に始めたとされる池田弥惣兵衛が、その活動の根拠地と**配分**争い した場所は、「宮（之）前浜」といわれる中畑四畝一八歩の畑であった。ここに「納屋居屋敷」を建て、毎年九月泉州堺より下り、翌五月漁期の終了とともに帰郷するという出稼ぎによる漁業活動を行なっていたといわれる。

宮地四畝一八歩の地に建てられる納屋及び居屋敷は、その漁業活動の活発化とともにその規模を大きくしていった。この大きくなった納屋居屋敷は東納屋といわれる部分で、この納屋のうち「一間通り井戸分」については

貴宮大明神祢宜重（万）次郎が支配する土地を借地していた。借地であったため、毎年弥惣兵衛は祢宜重（万）次郎に対し、地代金として一貫四〇〇文を支払うこととしていた。さらに、蔵屋敷の「二尺五寸通り分」が同じ重次郎地蔵の内へ入り込んでいるとして、この借地地代として肥やしを支払われていたことも知られる。

一七四二年（寛保二）五月、重次郎は借地地代として渡される約束になっていた肥やしを与七郎が渡さなくなったことから、与七郎がその鯛長縄の拠点としていた宮前浜「納屋居屋敷」、四畝一八歩の地は宮地であると言出し、出入りに発展した（『資料編』近世No.154）。

この出入りには、村方から百姓代の与治兵衛ら五人が扱い人に立ち、これまで通り肥やしを重次郎へ渡す旨の証文を交わすように与七郎を説得する。自分の菜園に使う以外は重次郎に渡していると主張する与七郎は、これを不服としたが、このままでは村方との出入りになるといふ扱い人の説得を受け、これまで通り肥やしを重次郎へ遣わすことで落着する（『資料編』近世No.154・155）。しかし、この件は六年後の一七四八年（延享五）三月、再び与七郎が肥やしを重次郎へ渡さなくなったとして再度の出入りになる（『資料編』近世No.156）。その願書によれば、寛保二年の出入りにより渡すことになった肥やしを渡さなくなったのは、二年前の延享三年からであること。近年減少しているとはいえ、常々与七郎は大勢の人を使って漁をしており、その下肥も大量で、加えて古苔や蒔までも重次郎が今まで支配していたこと。与七郎は前にはなかった雪隠場や灰屋の二か所を建て、肥やしを蓄え他へ売り出していることなどを主張していた。そして、この願書を見る限り肥やしをめぐる両者の出入りが、単に自家の畑や菜園の消費だけではなく、肥やしそのものが商品としての価値を持ちはじめたため、どちらがそれを差配できるかが争われていると見ることができる。一年後の一七四九年（寛延二）三月、与七郎と重次郎の出入りは、代官により絵図面や水帳による取り調べが行なわれ、その結果、宮前浜四畝一八歩の畑が、宮地

と特定するには至らないこと。したがって、寛保二年の証文は反故とし、改めて与七郎の肥やしについては、与七郎手作り入用分を差し引いた残りすべてを重次郎へ渡すこと。東納屋裏通り一間通り井戸分（長さ一三間）の与七郎借地分については、双方の言い分が隔たりどちらにも確証がないため、これまで通り毎年一貫四〇〇文を与七郎が払うことなどを条件として内済するのであった（遠藤勢津夫「相州真鶴の鯛長縄漁―近世における上方漁民の関東進出の一例」『真鶴』第16号）。

鯛長縄漁は代々泉州堺の出稼ぎ漁民により受け継がれ、宮前浜を拠点にその規模は拡大していった。漁は、出稼ぎ漁民を主力に、漁期ともなれば近在より集められた雇い人や船子衆が宮前浜に建てられた納屋に寝泊まりし、昼夜を問わず出稼ぎ漁民の指揮・監督により漁業に従事するようになる。その結果、おびただしい量の下肥ができるようになっていった。当初、こうした下肥は鯛長縄漁請負主の自菜園の肥やしとして、また納屋を建てるために借地した地代として、貸し主のもとへ支払われていたのである。しかし、江戸中期以降次第に金肥が村に導入されだしてからその商品的価値も高まり、居肥やし・魚肥やしをはじめ漁の際使用された古蒔むしりなども貴重な商品として各地の需要に供されるようになっていった。こうしたことから請負主と借地主の間で諸肥やしの帰属をめぐる争いが生まれてくるのである。また、長縄漁のために近在から集められる雇い人と近在の各浦漁民との間にも些細なことから争いも生まれるようになっていた。一七九四年（寛政六）六月、福浦村（現湯河原町）の若者が、鰯網請負与次兵衛が雇う漁民と海上で口論に及び、果ては与次兵衛居宅まで出向き口論相手である雇い人を殴り倒し、傷を負わせるといふ事件まで起きるようになっており、その際の詫わび状が残されている（『資料編』近世No.158）。請負漁業が当地にさまざまな影響を及ぼしている事例として、これらの諸件は象徴的な事件であったといえる。

問屋支配と かつて、鯛長縄を請け負う池田弥惣兵衛は漁獲する生魚を江戸本船町魚問屋嶋津屋四郎兵衛へ付け送り、四郎兵衛は送られた生魚を売りさばく関係にあった。がしかし、近年相互に疎遠となり、この時期、両者の関係は一時的に中断し途切れた状況にあったという。一七五五年（宝暦五）十一月、この両者は、再び生魚荷の付け送りを請け合い販売することで双方が証文を取り交わし、付け送りと販売の関係を再開することになる（『資料編』近世No.56）。

江戸本船町といえ、一六六五年（寛文五）開設される本小田原町・本船町横店・安針町、次いで一六七四年（延宝二）開設の本材木町、一七七七年（安永六）開設の本芝町・芝金杉町、安政年間に魚問屋のなかでは最も遅れて開設した深川などと並ぶ江戸八組問屋に数え上げられ、なかでも最も古くから、江戸町人の魚需要に対して寛文五年に創設されていた江戸四組問屋の一つに数え上げられる魚問屋が集中した場所であった。

池田弥惣兵衛と魚問屋との関係は、なにも江戸魚問屋との関係だけではなく、小田原城下の船方村として古くから城下の漁業・廻船業・魚商の拠点の一つに数えられていた千度小路や新宿町の魚問屋とも密接に結びついていたことも知ることができる。

小田原に集荷された魚分類は、寛文・貞享のころ七五軒もあった魚座の者たちが肴御用の役をつとめ、江戸への荷送りまでも行なっていたという（『県史』通史編3近世②）。

一七二〇年（享保五）十二月、池田与惣兵衛は御菜と称する藩主食膳用の魚を請け負った際の納入運上金証文の請人として、新宿町米屋惣兵衛を立てていること。また、一七九三年（寛政五）九月、江戸表問屋仕切る鯛一枚の値段が下落したことから、与七郎が藩に対し鯛長縄漁運上金の減免を願ひ出る際、証人として千度小路の小兵衛を立てているが、この願書の添書である証人小兵衛の奥書には「右与七郎お願申上候とお仰付られくだし

置かれ候はば、私までも共ども出精つかまつりご上納しかるべく」と言っていることから、米屋惣兵衛・小兵衛ともに弥惣兵衛・与七郎の五十集商人であることを想像させる（『資料編』近世No.50・54）。

こうした漁民と魚問屋及び五十集商人とは、漁民が運上請浦を請け負う際、問屋・商人の資本力を背景とすることで結びついていた。また、漁民は請浦での漁獲物を魚問屋・商人へ付け送り、販売してもらうことによりその結びつきを強めていたのである。一八四五年（弘化二）十月、鯛長縄請負主与七郎は、鯛網製造と長縄の仕入金を取り揚げた諸魚の一手差し送りを条件に、江戸魚問屋住吉屋忠兵衛・鷺屋弥兵衛の兩人から一五〇両の大金を借用している（『資料編』近世No.59）。しかしその後、漁獲高が減り江戸魚問屋へ差し送る雑費も余分にかかり引き合わないとして、両問屋との約束を無視して小田原城下で売りさばき、両問屋へ全く魚を送らないでいた。

一八四七年（弘化四）九月、こうした仕打ちで約束を無視された両問屋は、出訴の非常手段で対抗しようとしたことから、与七郎は詫言を入れることで問題の解決をはかる。その条件は、与七郎手船はもちろん、地元船や旅船が取り揚げる鯛は、今まで残らず与七郎が買い上げていたが、近年元手薄となったことから買い上げできなくなったため、両問屋で残らず支配すること。その際の口銭（一か年一〇両宛）を借入金返済にあてること。両問屋の請浦での鯛買い上げは、一五か年間勝手次第であること。与七郎手船六艘の漁獲物は、両問屋の魚買い揚げから除外し、この中から運上金を差し上げること。与七郎は旅船・地元船から一切魚を買い上げないこと。与七郎手船は、わがまま勝手な漁をしないというものであった。このように与七郎は、網の製造や長縄等漁具の仕入れにかかる費用を江戸魚問屋から調達することで、請浦で取り揚げられる漁獲量の一切を差し送らなければならなくなっていたことがわかる。

一方、鰯網漁の田広与次兵衛と魚問屋との結びつきは、一七五四年（宝暦四）、尻掛浦鰯網漁請浦替えの際に

与次兵衛とともに尻掛浦の請浦継続を願い出た小田原青物町清五郎・江戸本船町肴問屋伊勢屋吉兵衛・同三河屋長兵衛とのつながりの中に見ることができ（『宝暦四年請浦替え』の項参照）。また、この請浦替えを画策した江戸四日市左内町肴問屋茶屋長兵衛と真鶴村民一五人、さらに在方及び城下商人である帯屋善右衛門・関木屋左五兵衛・樋口屋藤兵衛・甲州屋久五郎・小山村太郎左衛門との結びつきも同様である。

与次兵衛と小田原青物町清五郎・江戸本船町肴問屋伊勢屋吉兵衛・同三河屋長兵衛との関係を明白に示す史料は、与次兵衛が請浦替えに抗して再び請け負うことが許されたときの条件、請負敷金一六〇〇両を藩へ差し上げ、その預かり証文に、与次兵衛とともに先の清五郎・吉兵衛・長兵衛らがその名を連ねていることに如実に示される。彼らは、与次兵衛が尻掛浦で水揚げする鰯を小田原や江戸で一手に販売することを請け負う魚問屋であり、鰯網や鰯漁に関する諸道具をこしらえるに必要な仕入金提供者であった。と同時に、与次兵衛が請浦替えを敷金一六〇〇両で統請け負うことになった時も、敷金の大半はこの者たちの働きによって調達が可能となったもので、且つ請浦継続願いには与次兵衛とともに名を連ねた者たちであった。与次兵衛が尻掛浦の請浦を継続できなくなれば、今まで用立てていた仕入金の残金の回収はもろんのこと、与次兵衛から鰯をはじめとして漁獲物の差し送りが止まることにより、それぞれ魚問屋としての身上が立ちゆかぬ状況に陥ることにつながる一大危機となったのである。

請浦替えを画策し、競り取りをはかった江戸四日市左内町肴問屋茶屋長兵衛と真鶴村民一五人、さらに在方・城下商人の間はどうであろうか。真鶴村民一五人はそのほとんどが漁師であり、また漁師とつながりの深い付商人、あるいは船頭たちであった。茶屋長兵衛は鰯網を仕入れ、先の真鶴村の者たちに船網などを支度させ、自らは肴荷物を引き受ける元々問屋となることを画策していた。すなわち、鰯網請負を通してつくられていた魚提

供者と次兵衛とその販売を一手に引き受け、かわりに資金面での援助を常に与次兵衛に対して行なう清兵衛・吉兵衛・長兵衛との間の関係を、茶屋長兵衛と真鶴村民一五人の間で新たに作り出すことによって、尻掛浦鰯漁の請浦替えの競り取りをはかったのである。さらに茶屋長兵衛は、この計画を確実なものにするため、当時小田原藩の賄い方に任じられていた帯屋善右衛門以下四人の在方・城下商人へ七〇〇両という大金を差し上げ、取り入っていたのであった。

一八三六年（天保七）十二月、真鶴村は黒崎沖で行なっていた鮪網が不漁であること、さらに米穀が高値であることなどを理由に、漁民が困窮したとして、今後江戸本船町魚問屋伊勢屋吉兵衛・三河屋長兵衛・伊豆屋善兵衛・米屋与右衛門・与次兵衛ら五人へ、金三〇〇両で五か年間一手に持ち切りに委譲することを申し出て認められていた。この条件には、網張り主を与次兵衛として、与次兵衛が取り揚げた諸魚を残らず先の江戸魚問屋へ付け送ることが決められている（『資料編』近世No.74）。また、この網場委譲の件は、一八四八年（嘉永元）十二月にも七か年の間引き続いて実施されており、天保七年以降は年限がさらに延長されていることが知られる。

このように真鶴村をはじめ相模の各浦は、小田原魚問屋や江戸魚問屋をバックに運上を請け負い、または直接江戸魚問屋が入札によって請浦の権利を得た後、網張り主や各浦漁民たちに網の製造、漁具の仕入に掛かる諸費用を負担し、その負担の見返りに水揚げされた漁獲物や買い取った生魚を小田原及び江戸魚問屋へ付け送らせていた。したがって、捕れた魚は捕った者が直接販売経路に乗せるわけではなかったのである。網張り主・各浦漁民は、網製造に掛かる費用や諸道具を仕入れるための金子を前借りの形で各問屋から借用し、その借入金で必要とする品々を取りそろえ漁を行なっていた。そのため、漁獲物の売りさばきに関し制約を受けることになり、魚獲物の一手販売を資金提供者である小田原や江戸の魚問屋に任せる場合が多かったのであった。

相模の各浦の中で最も西に位置する真鶴・岩から生魚を付け送る場合、近距離にある小田原への付け送りは、さして問題とはならず、生魚を途中腐らせてしまうなどの不都合も少なかった。しかし、付け送り先が江戸魚問屋ともなれば、相模湾岸浦々の中でも江戸へ最も遠い位置にある真鶴・岩の各村は、生魚を付け送りの途中で腐らせることも多かったのである。特に、一七二〇年（享保五）十二月以降、幕府の船番所が下田から浦賀へ移転してからは、生魚を外荷物と一緒に積み送る場合、浦賀での改めを必要とした（漁船や押送船による生魚の付け送りに対しては、浦賀での改めを受ける必要がなかった）。そうした場合、真鶴・岩の各村からは海上三六里の大廻りとなり、風雨の時は船で付け送ることもできず、生魚を腐らせることも多かったのである。そのため陸路付け越しを願ひ、一七二二年（享保六）二月許可され、以後、陸路付け越しが一般化したといわれる（『資料編』近世No.57）。この陸路付け越しは、伊豆ならびに相模西浦から江戸へ送られる活鯛や諸魚荷物を、まず積み出した各浦から海上を三浦郡堀内村（現葉山町）まで付け出し、堀内村からは陸路を牛馬により三浦郡浦郷村（現横須賀市）まで付け越し、浦郷村からは再び海上を江戸まで付け送るといふ経路で輸送したのであった（『二宮町史』資料編1）。この船路―牛馬―船路という輸送経路は、以後その利便さも手伝い三浦郡堀内村に活魚牛馬運送を専門に請け負う者も出現したほどであった。

漁業の衰退

根子才網ねこさは、根拵網ともいわれ、今でいう定置網の一種といわれる。この根子才網は一八二四年（文政七）、真鶴村台右衛門により張り立てられたのが最初で、その経緯は『新編相模国風土記稿』の真鶴村の項に、「台右衛門、文政七年、一大網を工夫し、長さ十四、五町の間、海底に下ろし置き、別に一囊を添え、日々その囊中に諸魚を得ること甚だ多し、これを底魚網、またねこそぎ網（大小の魚漏らさず得るを以て名づく）と云う、網の目、五分より二間に至る」と唱える」とある（第二節「網と漁法」の項参照）。その

後この根子才網は次第に近隣各浦々に普及し、一八三六年（天保七）には福浦村、一八五七年（安政四）には石橋・米神・根府川・江之浦・岩の五か村に、この根子才網の改良網といわれる天保大網が張り立てられていた（『資料編』近世No.45）。また、二宮村（現二宮町）では一八五七年（安政四）に二宮沖で、早川・古新宿・千度小路の各村では一八五四年（安政元）から尻掛浦で、それぞれ根子才網を張り立てていることがわかっている。

根子才網は、『風土記』の記載にもあるように、大魚は鮪・鰯・鱈の類から小魚は鯖・鰯・シラスの類まで漏らすことなく捕獲できた網といわれ、網の構造もそれまでの網と比較し問題にならないほど巨大なもので、網の製造に掛かる費用は多額の資金を必要とした。したがって、個人の経営として網を張り立てるには不都合も多く、先に記したように村単位、あるいは複数の村が共同して網を誂え、漁を行っていた。また、漁獲される魚が多種類に及ぶため「年毎得る所の魚、価千金に及ぶ」かわりに「近村是が為に漁魚を減ずるに至る」といわれるように、一網ごとの漁獲の多さが巨利を生むものの、他漁業に与える影響も多いことも知られる（『新編相模国風土記稿』）。

漁獲高の減少は、なにも根子才網が原因とは限らない。真鶴・岩近隣の浦は、その網数の多さに比較し、網場は極めて狭く、各浦漁民により網掛け場を競り合う状態が江戸期を通して見ることができる。たとえば、石材業の衰退から漁業の再興を願い出た岩村は、岩村地先の海を漁場として漁を行なうことすらできず、岩村地先の海を既得の権利として操業する真鶴村の激しい抵抗にあっていた（『石材業と岩の漁業』の項参照）。各種漁法の発達したこの地方の漁業は、漁場や網場の狭さからわずかなことが原因となり漁獲高の減少につながったのである。鯛長縄池田弥惣兵衛の運上場へ他浦の船が入り込むことにより請浦運上場が不漁になると訴えたのは一七三九年（元文四）のことである。また、同じ与七郎（与惣兵衛の後代）が、一七九四年（寛政五）、運上金の滞納

を理由に一時請浦を取り上げられることになった原因の一つは、打ち続く不漁が原因であった(第三節「鯛長縄運上」の項参照)。さらに、鯛網漁田広与次兵衛が、一七五四年(宝暦四)、他請負主の出現により、尻掛浦運上場の請浦を取り上げられそうになった原因も、打ち続く鯛の不漁から小田原藩が要求する運上金の増額を渋ったからにはかならない(第四節「宝暦四年請浦替え」の項参照)。このように、一八世紀半ばころになるとこの地域の漁獲は、いろいろな漁種にわたって減少する傾向にあったといえる。

鯛長縄池田与七郎にその例をとれば、一七九四年(寛政五)、運上金の延滞金を納入できず、翌年春には請浦取り上げが決定し、その権利は三か年の間真鶴村が受け継ぐことになっていた。その間、与七郎は漁事手伝いとして真鶴居住が認められ、一七九六年(寛政八)、再び鯛長縄の請浦を継続することになる。このころから、網の製造・漁労道具に掛かる仕入金の調達を江戸表魚問屋や小田原魚問屋に求め、その結びつきを強めることによって一時的に資金調達の途を得ることになる。しかし、一八一三年(文化十)、与七郎の持つ請浦の一つ、御菜運上請浦を小田原藩は打ち続く不漁から召し上げることになる。二年後の文化十二年再び御菜請浦を回復するが、与七郎の経営は一進一退を繰り返しながら、次第に困窮の度を深めていった。

一八四八年(嘉永元)には、与七郎が取り揚げた諸魚の一手差し送りを条件に大金を江戸魚問屋から借用するが、この約束も種々の理由から反故にせざるを得ないまでに困窮していった(「問屋支配と魚荷の流れ」の項参照)。幕末期、与七郎の経営不振はその極に達する。一八六五年(慶応元)、鯛長縄をはじめとする各種の請浦は不漁が続ぎ、江戸魚問屋への魚差し送りに差し支え、諸道具の仕入金にも事欠く状態が続ぎ、漁船が大破となっても繕う資金や他借もままならない状態が続ぎ、ついに小田原藩に対して金一〇〇両、十か年賦の拝借を願ひ出るほどに窮まっていた(『資料編』近世No.60)。そして、同じ年与七郎は、早川仏石から伊豆山境の鯛長縄請浦の

一部を一八七七年（明治十）までの一〇か年間、福浦村へ下請けさせることに同意し、請浦での操業を与七郎手船の漁と福浦村が入り会う形で実施するよう取り決めているのである（『資料編』近世No.61）。

このように江戸魚問屋からの借用、小田原藩からの拝借、さらに請浦の一部権利委譲と近海漁業の不振が、与七郎の経営そのものの不振につながっていく姿を見ることができるのである。こうした状況は、真鶴・岩各村漁民には共通した状況であった。一八〇六年（文化六）八月、真鶴村漁民は、不漁のため小田原藩から拝借した延米の代金返済に窮し、五味家に村方における酒の一手売りの権限譲渡を条件に肩代わりしてもらったための証文を取り交わしていた（『資料編』近世No.159）。鰯網漁の与次兵衛とて同じで、宝暦四年請浦替えを発端に、次第にその経営が悪化していく姿を見ることができる。一七八五年（天明五）、与次兵衛は、伊豆山御神領での小肴請負を願ひ出て認められるとともに、鰯網の張り立てにも加わるなどして経営の拡大をはかろうとするのであるが、与次兵衛もまた与七郎同様御救い願ひを願うまでに経営は悪化していった（『資料編』近世No.73・74・75・76）。そして一八五三年（嘉永六）、今までは他漁民がけっして入ることのなかった尻掛浦連上場へ早川・古新宿・千度小路村の漁民が、根子才網を張り立てるのを許すまでになっていたのである（『資料編』近世No.77）。

明治の激変は、真鶴をはじめとする近隣村々の漁業のあり方にも急激な変化をもたらした。その変化は、各浦漁職の者たちが旧来の慣行を無視し、勝手な漁業を始めるようになってきたことである。一八六九年（明治二）三月、与七郎は鰯長縄について「私のみの漁業株」であると主張する願書を提出し、次いで同年十二月、諸魚及び長縄漁の五か年請負を願ひ、さらに同三年十一月には再び諸魚長縄株の継続的所持を求める願書を提出している（『資料編』近世No.62・63・64）。与七郎が、こうした願ひを継続して提出する背景には、この地域の漁業も確実に変化し始めたことを示していると思われるのである。